

北海道議會時報

特集 第三回定例道議會

第9卷第11号

昭和32年11月



北海道議會事務局

— 第11号 目次 —

議会の動き

第三回定例道議会……………	一
本 会 議……………	二
決議・意見書……………	三
各派交渉会……………	三
常任委員会……………	三
特別委員会……………	四
予算特別委員会……………	四
総合開発調査特別委員会……………	五
請 願・陳 情……………	五
合 会……………	
全国都道府県議会議長会……………	三
九都道府県議会議長会……………	三
北海道東北六県議会議事務局長会……………	三
北海道東北六県議会議長会……………	三

資 料

第二十七臨時国会の展望……………	四
第三回定例道議会の議決を経た条例の公布調……………	五

雑 録

地方行政疑義問答集……………	五
常任委員長の辞任又は選任手続について……………	
地方自治法第九十二条の二の解釈について……………	
地方自治法の疑義について……………	

図書室だより……………	六
-------------	---

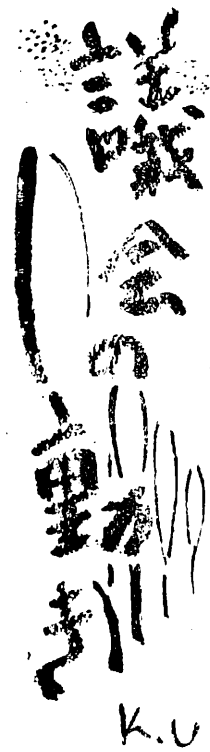
十月のメモ

表紙写真

初

雪

北海道議会議事事務局撮影



第三回定例道議会

① 第三回定例道議会は九月三十日招集され同日開会、会期を十月十五日まで十六日間に決定の後、知事より追加予算案並びに提出議案に対する提案理由の説明を聴取して議案調査のため十月一日より四日まで四日間休会した。

② 休会明け五日より代表質疑、八日より一般質疑に入り、財政問題特に道財政の今後の見通し、昭和三十一年度における実質赤字の大巾変動の理由、赤字解消に伴う自動車取得税撤廃の問題、また道総合開発第二次五カ年計画と国の長期経済計画との関連並びに同計画の閣議決定の見通し、開拓行政の推進と今後の入植に対する考え方、畑作物の価格安定対策、零細中小企業の金融対策等道行政の各般にわたつて質疑が行われ、九日をもつて質疑を終了、予算特別委員会を設置して十日より十四日まで各部所管毎に審議、意見調整の後、当初予定の会期を一日延長して十月十六日閉会した。この間監査委員選任につき同意を求める議案の提出をめくり、知事不信任決議が提出されたが、否決された。

議案

第三回定例道議会に知事から提出のあつた案件

提出月日	番号	件名	議事経過
九、三〇	一	昭和三十一年度北海道歳入歳出追加更正予算	原案可決
同	二	昭和三十一年度北海道農産物検査費歳入歳出追加予算	同
同	三	昭和三十一年度北海道水産物検査費歳入歳出追加予算	同
同	四	昭和三十一年度北海道林産物検査費歳入歳出追加予算	同
同	五	昭和三十一年度北海道農林検査費歳入歳出追加予算	同
同	六	昭和三十一年度北海道転貸資金歳入歳出追加更正予算	同
同	七	昭和三十一年度北海道医科大学費歳入歳出追加更正予算	同
同	八	昭和三十一年度北海道地方競馬費歳入歳出追加更正予算	同
同	九	昭和三十一年度北海道電気事業費歳入歳出追加更正予算	同
同	一〇	昭和三十一年度北海道有林野事業費歳入歳出追加更正予算	同
同	一一	昭和三十一年度北海道母子福祉資金貸付事業費歳入歳出追加更正予算	同
同	一二	昭和三十一年度北海道用品事業費歳入歳出追加予算	同
同	一三	昭和三十一年度北海道有財産整備資金歳入歳出追加予算	同

③ 提出案件の処理状況次のとおり。

提出者	提出案件	議決の状況					計
		可決	原案決議	同意決議	承認決議	否決	
知事	五七			五〇			五八
議員	六六	五四	四	五	二	一	六六
計	六三	五四		五五	二	二	六四

注 提出案件と議決状況の数が符号しないのは一案件二つの議決を内容とする議案があつたためである。

④ 本会期中の緊急質問

○財団法人北海道衛生公社が建設した衛生会館建築資金流用問題

佐々木議員（自民）

本 会 議

○九月三十日 午後二時十九分、荒議長第三回定例道議会の開会を宣し、引き続き開議、会議録署名議員の指名、諸般の報告の後、議長より元道会議員吉田貫一君去る九月二十七日逝去につき弔詞を贈り哀悼の意を表した旨を報告、ついで日程に入り、日程第一会期決定の件を議題に供し、会期は十月十五日まで十六日間決定、次に日程第二議案第一号ないし第四十六号及び報告第一号ないし第三号を一括議題に供し、知事より提案理由の説明を聴取、次に休会について諮り、十月一日より四日まで四日間休会することに決し、午後二時五十二分散会。

九、三〇	一四	北海道起債に関する件	一〇、一六 原案可決
同	一五	北海道起債議決変更の件	同
同	一六	北海道起債議決変更の件	同
同	一七	北海道起債議決変更の件	同
同	一八	労働福祉事業団事業資金貸付の件	同
同	一九	樹苗価格安定資金貸付の件	同
同	二〇	中小企業維持振興資金貸付の件	同
同	二一	北海道市町村備荒資金組合に対する事業資金貸付の件	同
同	二二	北海道市町村備荒資金組合に対する事業資金貸付に関する議決変更の件	同
同	二三	北海道開拓融資保証協会に対する出資の件	同
同	二四	有畜農家飼養特別措置法に基づく有畜農家飼養事業資金の融資に伴う損失補償に関する予算外義務負担の件	同
同	二五	道職員宿舍の購入に関する予算外義務負担の議決変更の件	同
同	二六	道職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担の議決変更の件	同
同	二七	職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担の議決変更の件	同
同	二八	農業改良資金の融資に伴う債務保証及び利子補給に関する予算外義務負担の議決変更の件	同
同	二九	北海道宮土地改良事業分担金徴収条例制定の件	同

昭和三十一年度道費追加更正予算案その他について御説明申し上げます前に昭和三十一年度道財政の健全化に關する計画及びその推移について申し上げます。

昭和三十三年度当初における道財政の見通しにつきましては、当初議会においてその概況を申し述べましたように、当時、地方財政制度上の重要な諸問題が未だ決定の段階にあり、その的確な見通しをたてることは非常に困難でありましたが、おむね単年度において約七億八千万円の不足が見込まれていた次第であります。

従いまして、道としては、当初議会において申し述べましたとおりこれらの財源不足の原因の分析と道財政の実情にかんがみ昭和三十年年度以来とつてきた財政健全化の諸対策を踏襲するとともに、少なくとも単年度における赤字の発生を完全に防止し財政の健全性を確保する決意の下に諸般の措置を講ずることとしたこととは御承知のとおりであります。

すなわち、その基本的な方針としては、まづ第一に国に対して、地方自治行政の進展のため必要な財源を確保するため、主として、

1 国税の減税に伴う財源の減少等を補てんし、地方行政の水準を向上するために必要な財源を確保するための地方交付税の繰入率の引上げ

2 累増する公債費の元利補給制度の確立

の二点について全地方団体を挙つての努力を続けることとし、また、本道の特

1 冷害凶作及び凶漁の財政に及ぼした圧迫に対する財源措置

2 本道の開発のために必要な経費に対する一般財源の賦与
3 開発公共事業の特殊性による起債の増枠

の三点について強く要望することとした次第であります。

而して、第二に、自主的対策として道税及び税外諸収入について一層の徴収強

費的、經常的経費に対する、より一層の節減を図ることとした次第であります。

以下これら諸対策の経過及び本年度における道財政の見通しについて申し上げ

同	三〇	北海道貿易振興審議会条例制定の件	同
同	三一	北海道立診療所条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	三二	北海道学校職員給与に關する条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	三三	公有水面埋立地を札幌郡広島村の区域に編入するの件	同
同	三四	公有水面埋立地を稚内市の区域に編入するの件	同
同	三五	北海道職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	三六	北海道議會議員定数条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	三七	北海道地方警察職員の定数に關する条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	三八	北海道職員の旅費に關する条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	三九	北海道知事、副知事、出納長及び副出納長の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	四〇	北海道特別職職員の給与等に關する条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	四一	北海道職員の旅費に關する条例の一部改正に伴う関係条例の整理等に關する条例制定の件	同
同	四二	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に關する条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	四三	北海道職員の特殊勤務手当に關する条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	四四	北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	四五	北海道恩給条例の一部を改正する条例制定の件	同

ます。

まず国に対する財源措置の要望の経過及び結果についてでありますが、第一に、地方自治行政の進展のために必要な財源確保のための措置としては、国の予算編成及び地方財政計画審議の過程を通じて全地方団体の力を結集してこれが折衝に当りました結果、地方交付税の繰入率につきましては、昭和三十二年度は二六％に止まりましたが明年度以降は、その率を更に一・五％引き上げて二七・五％にする旨の国会の附帯決議があり地方団体等がこの繰入率の引き上げについて実現を期しております。

第二に、公債費対策につきましては一応本年度は昭和三十一年度分の地方交付税の一部を繰越使用して地方債の元利償還金の一部について財源措置がなされ、またその利率の引き下げにより一千八百万円もの節約を図ることができましたが、恒久的な制度の確立をみるに至らなかったため、なお、これが元利相給制度の確立等について、努力中であります。

第三に、本道の特事情況に対する財源措置の要求につきましては、まず普通地方交付税において、

- 1 本道開発のために必要な投資的経費
- 2 積雪寒冷のために必要な特殊の経費
- 3 地域広大、人口密度の稀薄等のために必要な特殊の経費、等についての補正係数を改正することにより約五億九千五百万円の増加を見ることができたのであります。

然しながら他面国の投融資計画の繰延べ等によりまして、国庫補助事業の財源に充てる地方債が約二億四千万円減少いたしましたので、なお開発公共事業の特殊性による起債の増枠等について今後とも努力を続けなければならないと存じておる次第であります。次に冷害凶作及び凶漁による財政圧迫の緩和策につきましては、営農資金利子補給費の利率の引き下げ及び年度区分の修正等により約一億一千百万円の負担の減少を見るに至りましたが、なお利子補給費に対する財源措置として特別交付税においてこれが補てんを行うことを強く要望中であります。

次に道自体において財政健全化のために特に講じた対策について申し上げます。

まず第一に当初予算においては

報 告

九、三〇	四六	北海道職員懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件	一〇、一六 原案可決
一〇、五	四七	道財産の売却契約締結に関する件	一〇、一六 同意議決
同	四八	公有水面埋立地を室蘭市の区域に編入するの件	一〇、一六 原案可決
一〇、一四	四九	昭和三十一年度北海道歳入歳出追加予算	同
同	五〇	農産物価格安定資金貸付の件	同
同	五一	夕張川総合開発事業のうち二股及び川端えん堤の築造に伴う予算外義務負担及び契約の締結に関する件	一〇、一六 同意議決
一〇、一五	五二	北海道人事委員会委員選任につき同意を求める件	一〇、一六 同意議決
同	五三	北海道教育委員会委員選任につき同意を求める件	同
同	五四	北海道監査委員選任につき同意を求める件	同
提出月日	番号	名	議事経過
九、三〇	一	専決処分報告の件	一〇、一六 承認議決
同	二	専決処分報告の件	同
同	三	昭和三十一年度北海道夕張川二股発電所建設事業会計決算に関する件	一〇、一六 認定議決

- 1 道税の徴収率の向上により 二億百万円
- 2 自動車取得税の創設により 一億五百万円
- 3 税外収入の徴収率の引き上げによつて 一千百万円

合 計 三億一千七百万円

の増収を企図するとともに、歳出面においては、

旅費、需用費の節減により 六千三百万円

の節減を行うこととし、歳入歳出合せて 三億八千万円

に及ぶ諸措置を講じたことは御承知のとおりであります。

第二に、当初予算以降において講じた措置としては、歳入において

1 道税の徴収率を更に二・二%引き上げることと調定額の増加により 二億五千万円

2 延滞金及び延滞加算金の徴収、競輪及び競馬収入の増収並びに過年度収入の 一億五千八百万円

徴収強化等により 四億九百万円

合 計 四億九百万円

の増収を図ることとし道財政の健全化に努めた次第であります。

なお、昨年七月より実施して参りました道職員の見給期間延伸の問題について

は、本年四月より新給与制度の実施に伴い従来とおりの形における延伸は実施し

得ないこととなりましたので、これに対しましては新給与制度の実施に当り、

1 旧給料月額が一万五千六百円未満の者にあつては 三カ月

2 旧給料月額が一万五千六百円以上三万八千八百円未満の者にあつては 六ヶ月

3 旧給料月額が三万八千八百円以上の者にあつては 九カ月

の間それぞれその者が受けるべき給料月額を直近下位の給料月額を支給すること

により当初予算において企図した予算の範囲内において賄ひ得るよう措置いたし

たことは、八月における臨時議会において御了承をいただいたとおりであります。

次にこのような措置をとりました後における昭和三十三年度における道財政の

推移について申し上げます。

当初の道財政の見通しにおいては当初予算における一連の財政健全化のための

措置をとつた後、なお、六億一千六百万円の歳入不足が見込まれていたことは御

承知のとおりであります、これにその後の変動分をも合せますと、歳出におい

ては、次のとおり約十三億三千六百万円の純道費の支出が必要となつたのであり

ます。

議員から提出のあつた案件

決議案

提出月日	番号	件	名	議事経過
一〇、一六	一	道財政再建に関する長期計画の樹立要望決議	同	一〇、一六 否
同	二	北海道知事不信任決議	同	同

意見案

提出月日	番号	件	名	議事経過
一〇、一五	一	北海道大学工学部精密工学科設置に関する要望意見書	同	一〇、一六 原案可決
一〇、一六	二	北海道本州間定期航路の助成措置に関する要望意見書	同	同
同	三	駐留軍労務者の失業対策に関する意見書	同	同
同	四	千歳空港整備に関する要望意見書	同	同

請願・陳情

① 第三回定例道議会において各常任委員会に付託された請願・陳情並びに審査の結果はつぎのとおり。

すなわち、その内容は、

当初予算当時に未措置分として見込まれていた冷害営農資金利子補給費、公共事業道負担額、信用保証協会損失補償金、昭和三十一年度義務費予算未措置分等の費目において、約六億九千万円の歳出が必要である外、当初予算後に生じた事由に基づいて

1	石炭手当の増加額	六千九百万円
2	暫定手当の増加額	三千三百万円
3	学歴是正に要する経費	六千三百万円
4	産業教育手当に要する経費	二千万円
5	精神病費	一千七百万円
6	工業誘致条例運営費	二千九百万円
7	結核予防費の増加額	八百万円
8	失業対策費の増加額	一千八百万円
9	災害復旧費の増加額	三千九百万円
10	災害救助費の増加額	九百万円
11	国庫補助事業道負担額その他の経費の増加額	三億五千百万円 六億四千六百万円 十三億三千六百万円
計		
が必要となり合計歳出所要額は となつたのであります。		
これに対し、歳入においては、さきに申し述べました財政健全化のための措置を含めまして、		
1	道税の増収	二億五千百万円
2	地方交付税の増加	五億九千五百万円
3	競輪会計繰入金の増加	二千三百万円
4	競馬会計繰入金の増加	一千五百万円
5	発電水利使用料の増加	五千四百万円
6	高等学校授業料の増加	二千三百万円
7	起債の減	二億二千百万円
8	延滞金及び延滞加算金の徴収	四千万円
9	過年度収入の増収	八千万円
10	前年度繰越金の増加	四億七千六百万円

請願

文書 番号	件名	請願者	委員託	審査 結果
473	中越機給底びき網漁業禁止区域拡大の件	道漁民同盟執行委員 長竹男	水産同	同
472	上湧別連経間環状路線を道々に昇格の件	同	同	同
471	上湧別町地内富美川を道費河川に昇格の件	石田町長 勝	建設同	同
470	道立夕張療養所全館スチーム暖房設置の件	北夕張市長 光盛	厚生同	同
469	自動車取得税に関する条例廃止の件	伊長藤 琢磨	同	同
468	米軍千歳基地人員整理に伴う職業対策の件	同	総務同	同
467	米軍千歳基地人員整理に伴う職業対策の件	山崎友吉	同	継続審査
466	帯広公共職業補導所にブロック建築科増設の件	吉村 博	労働同	採択
465	幌加内村地内米俣内湖を道立公園に指定の件	青幌加内村長 哲雄	同	同
464	長万部高等学校に普通課程一学級増設の件	福田 勇	文教同	同
463	天塩川水系総合開発に関する件	同	同	同
462	北檜山町地内太帯川、真駒内川改修工事実施の件	佐々木 良五郎	建設同	継続審査
461	新得町トムラウシ地区チカベツ川地入殖促進の件	平野 栄次	同	同
460	多渡志村湯内幌内開拓地区道路建設工事施行の件	水谷隆 毅	開拓同	採択

合 計

十三億三千六百万円

の増収を見込むことが出来ることとなつた次第でありまして、従つて此処に実質収支の見込は、現段階においては過年度より繰越した実質赤字分を含めて、一応その均衡を図ることが出来る状況となつた次第であります。

顧り見ますれば昭和二十七年以来実質赤字の発生を余儀なくせられていた道財政もその後累年に亘る財政健全化への努力と各位の御協力によりましてようやく本年度において、過年度繰越の実質赤字分を含めて実質的に黒字に転化し得る見通しを得るに至つた次第であります。なお、今後の地方財政の見通しは決して楽観を許さないことは論を俟たないところであります。

道といましては、此処にまた決意を新たに今後とも健全なる財政の基礎を確立し、行政水準の確保とその向上を図り道民の福祉増進に寄与しようと考えている次第でありまして、このためには一方においてはなお今後予想せられる財政需要に対し、歳入においては一般財源の確保増収を図ると共に開発公共事業に対する起債の増進を図るに強く要望するの外、歳出の執行に当りましては特に消費的経費の節減に一層の創意工夫を凝らしもつて当面の財政需要に対処しつつ道財政健全化の基本方針を貫く決意であり、他方将来に亘つては地方交付税の繰入率の引き上げ、公債費元利補給制度の確立等地方財政制度に横わる重要課題の解決に向つて全力を傾注する考えであります。

以上は、昭和三十三年道財政の健全化に関する計画及びその推移について申し述べたのであります。

次に昭和三十三年度北海道歳入歳出追加更正予算案その他についてその大要を御説明申し上げます。

今回提案いたしました予算案は前述いたしました財政健全化の計画及びその推移にかんがみ昭和三十一年度及び昭和三十三年度における義務費未措置分の全部についてその予算化を図るとともに当初予算以降において確定をみた国庫支出金、起債その他特定収入の伴う経費、当面緊急に措置を要する経費等につき追加計上いたした次第でありまして、その総額は、

普通 会計

十七億四千四百八十八万円

特別 会計

六億九千九百五十万円

合 計

二十四億四千四百三十八万円

となるのであります。

489	488	487	486	485	484	483	482	481	480	479	478	477	476	475	474
道立農業技術講習所を訓子府町に設置の件	足寄高等学校を道立移管促進の件	浜益村所在国有未墾地払下げの件	日高村地内千呂露川を準用河川に昇格の件	市立函館病院に急性伝染病棟増築の件	標津村の町制施行の件	遊興飲食税納期日変更の件	ニセコ道立公園を国定公園に指定の件	芽室町に農業試験施設設置の件	雨竜村恵俗別開拓地不振対策の件	函館海員会館新設に対し補助の件	米軍部隊撤退に伴う失業対策確立の件	音更町に国立農業試験場設置の件	米軍千歳基地労務者に対する職業安定対策の件	同	美唄市に道立職業指導所設置の件
長合開走支庁管内小島政直	川足寄町長貞通	土門栄次郎	占部村長久重	前田忠作	尾崎村長勇	立原耕平	小林栄三郎	大村捷三	竹原村長太八	吉谷市長一	合田氏原輝雄	合田氏原輝雄	山崎友吉	同	菅美唄市長秀基
農務同	林文務教同	農務同	建設同	厚生同	同	総務同	林文務教同	農務同	農務同	同	同	同	同	同	同

以下普通会計の歳出の主なものから順次御説明申し上げます。

第一は、義務費未措置分にして、今回予算化した主なものといましては、

信用保証協会損失補償金

九千五百万円

工業誘致条例運営費

二千九百二十一万円

学校職員退職手当

二億二千七百八十五万円

石炭手当差増額

九千六百五十五万円

暫定手当差増額

五千二百六十八万円

学歴是正に伴う経費

七千三百九十二万円

産業教育手当

九百五十万円

道税払戻金

五千五百万円

税外収入払戻金

三千九百七十三万円

精神病費

三千三百三十三万円

伝染病予防費

二百万円

児童保護育成費

一千二百二十万円

共済組合給与金

二百八十九万円

等であります。

第二は、国庫支出金、起債その他特定収入を伴う経費についてであります、
まず、産業経済費関係については、

離島電気導入施設費

六百十八万円

優良種畜生産普及費

七百十九万円

農業改良相談所運営費

一千百九十五万円

技術普及宣伝費

三百三十五万円

農業試験場整備拡充費

一千九百万円

草地改良事業費

五百五十二万円

はつかの化学処理試験費

二百万円

沿岸魚田改良施設費

二千万円

漁港簡易工事費

二千万円

水産試験場試験調査費

三百十六万円

市町村農業委員会施設費補助

八百十万円

未墾地取得事務費

三百二十一万円

開拓財産売渡事務費

四百二万円

504	503	502	501	500	499	498	497	496	495	494	493	492	491	490
常呂町地内クマ川及び幌内川を道 費河川に認定の件	俱知安町に労働会館設置の件	北竜町字美葉牛開拓適地買収及び 小豆沢農業用溜池新設の件	七里原野地区土地改良事業施行の 件	網走南カ丘高等学校屋内体操場改 築の件	本別町地内東需架替実施の件	苫小牧工業港背面都市計画施行の 件	別海村所在造林指定地並びに緊急 造林地開放の件	中里里婦人婦国促進及び救援 措置の件	帯広市に国立北海道農業試験場畑 作部設置の件	集約酪農地域建設事業推進措置の 件	集約酪農地域建設事業推進の件	道立室蘭工業高等学校々舎改築等 の件	美深高等学校道立移管の件	空知管内開拓地の造田事業に關す る件
常呂町長 清水 慶吉	俱知安町長 松本 三	北竜町長 山本 幸司	秩父郡村長 紫田 清富	網走南カ丘高等 学校PT会長 窪田 茂人	小別町長 小池 清治	苫小牧市長 田中正太郎	別海村長 山崎 時作	北海道里婦人婦 生代表者の 生 志のぶ	帯広市長 吉村 博	同	集約酪農建設協 議会連合会長 塩谷 平蔵	室蘭市議会議長 高野 次郎	西尾町長 美深 六七	空知管内開拓農協 同組合長 菊地 俊男
同	労働 同	同	農 拓地	文教 務教	同	建 設	農 拓地	厚 生	同	同	農 務	同	林文 務教	開農 拓地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	継続審査

国有農地管理費	二百四十萬四千円
農地等対価徴収事務費	四百八萬円
耕地災害復旧費	四千一萬円
治山事業災害復旧費	四百七十一萬円
土木関係としては、	
災害土木復旧費	六千二百五十萬円
道路改良費	二千六百十五萬円
道路局部改良費	二千二百八十九萬円
道路小破修繕費	一千二百七十八萬円
道路舗装費	二千四百七十三萬円
舗装道補修費	二百萬円
道路特別整備費	一千百萬円
都市計画街路事業費	二百五十六萬円
西郊土地区画整理事業費	二百二十五萬円
社会及び労働施設費関係としては、	
保母養成費	二百八十萬円
婦人保護対策費	六百六十九萬円
職業輔導所費	二百五十二萬円
保健衛生費関係としては、	
エックス線防護施設費	三百七萬円
診療所設置費	二百八十二萬円
血液銀行費	二百七十三萬円
結核療養所費	二百四十一萬円
精神病院費	二百六十一萬円
食品衛生指導監視費	七百三十九萬円
と畜検査費	七百五十五萬円
教育費関係としては、	
伊達高等学校寄宿舎建築費	百七十三萬円
釧路ろう学校土地購入費	二百六十八萬円
産業教育施設設備費	二千百六十萬円
を計上いたしました外、	

文書 番号	件名	陳情者	委員 会託	審査 結果
797	件道議会議員選挙区の改正方促進の件	札幌市議会議長 齊藤忠雄	総務	継続審査
798	件春都町能津登地区境界変更解決の件	春都町長 種谷徳太郎	同	同
799	件小中学校職員の給与改訂の件	北海道中学校長 山本梅雄	文教 務教	同
800	件精神薄弱児教育振興の件	同	同	同
801	件中学校教職員の定数に関する件	同	同	同
802	件伊達高等学校女子寄宿舎再建の件	伊達高校PT会 栗林鉄二郎	同	同
803	件道産薄荷耕作振興に関する件	北見地方農業協 同組合連合会 木村武	農務	採択
804	件函館市立種畜場を道立に移管の件	函館市助役 前田忠作	同	継続審査
805	件農産物価格安定資金借入に関する件	道農業協同組合 中央会長 高橋雄之助	同	採択
806	件乳牛経済検定事業推進の件	道乳牛経済検定 組合連合会 嵯峨益蔵	同	採択
807	件農業改良相談所条例化の件	道改良普及職員 協議会長 橋本利雄	同	同
808	件改良普及職員の給与改訂の件	同	総務	継続審査
809	件標茶町に労働会館設置の件（二件併合）	標茶町長 高島幸次	労働 働工	同
810	件噴火湾小型機船底びき網漁業に対する転換漁業設備資金助成の件	三砂原村長 浦村嘉七	水産	同

陳情

警察行政費

石狩及び網走支庁々含増築等の管轄費

一千六百五十九万円
四千三百十三万円

をそれぞれ追加計上いたした次第であります。

第三は、当面緊急に措置を要する経費といたしましては、

北海道大博覧会補助

二千万円

中小企業維持振興資金貸付金

二億円

道外博覧会参加費

二百万円

北海道開拓融資保証協会出資金

五百万円

北海道漁業協同組合連合会補助

二千万円

樹苗価格安定資金貸付金

八千五百万円

貝類増産施設費

百三十万円

北海道農業会議費補助

百五十万円

農業協同組合中央会補助

百五十万円

第十三回国体冬季大会スキー大会補助

三百三十万円

簡易職業補導費

二百万円

引揚者団体北海道連合会補助

二百五十万円

母子福祉資金貸付事業費

二百二十八万円

国民健康保険直営診療施設設置費補助

五百十九万円

化学工業開発促進費

八百三十万円

工業試験場開放研究室整備費

四百万円

失業対策事業費

七百一十万円

北海道市町村備荒資金組合貸付金

一億円

北海道自治会館建築費補助

百五十万円

自動交換機増設等の通信施設費

五百二十五万円

徴税費及び納税促進費

二千七百九十六万円

を計上いたしました。

以上は、普通会計の歳出予算の主なものについてその大要を申し述べたのでありますが、これに見合う財源といたしましては、

道 税

二億五千百万円

地方交付税

五億九千五百四十三万円

公営企業及び財産収入

八百九十九万円

826	825	824	823	822	821	820	819	818	817	816	815	814	813	812	811
道道庁館日尻森港緑中尾札部函館 間道路改良工事施行の件	靖国神社奉賛会発足に関する件	北海道大学工学部に精密工学科設 置の件	門別町土地改良区内既存水田農家 生産振興対策の件	中頓別町地内小頓別駅前道路を道 々に昇格の件	道道新得本別線中新得町屈足市街 側溝施設実施の件	白雲町地内和天別川を準用河川に 認定の件	新得町屈足、上川町層雲峡間道路 を開発道路に編入の件	道道小樽定山溪間道路整備完成の 件	樺太会館並びに学生寮建設に対し 補助の件	生活保護法による冬季新炭費適正 化の件	職業補導施設の拡充強化の件	結核予防法及び精神衛生法の予算 充実の件	婦人厚生保護施設整備の件	民生委員活動費増額の件	いか総合対策に伴うするめ一元集 荷実施の件(一件併合)
尾札部村長 杉谷梅一	北海道連合漁業 会長 登	大澤 嘉久太郎	門別町土地改良 理事 川忠雄	野 邑 清 美	新得町長 平 野 栄 次	青 木 金 吾	新得町長 平 野 栄 次	小樽市長 安達 与五郎	飯室建設委員 飯室 進 長	樺太会館並に学 生寮建設委員 長	同	同	同	北海道市長会長 高田 富 与	渡島管内漁業協 同組合長会議々々 長 同 組合長 藤谷 作太郎
建 設 同	厚 生 同	総 務 同	開 農 拓 地 同	同 同 同	同 同 同	同 同 同	同 同 同	建 設 同	同 同 同	同 同 同	同 同 同	同 同 同	同 同 同	同 同 同	水 産 同
								継 続 審 査	採 択	同	継 続 審 査	同	採 択	同	継 続 審 査

分担金及び負担金
使用料及び手数料
国庫支出金
寄附金
繰入金
繰越金
雑収入
雑債
合計

八千六百三十四万円
五千二百三万円
三億九百七万円
二千七百七十六万円
四千三百四十五万円
九千五百三十一万円
四億六千五百五十万円
一億八千六百万円
(減)
十七億四千四百八十八万円

をもつて収支の内衝を図つた次第であります。

なお、道税につきましては徴収歩合を八・四％までに高めることにより約一億四千五百万円、課税標準の増加により約一億三千六百万円、合計約二億八千万円の増収を図ることとし、これに道納繰越分の減収約三千万円を差引いて二億五千百万円の増収確保に努めることとしたのであります。

また地方交付税につきましてはさきに申し述べましたように本道開発のために必要な投資的経費の増加額、積雪寒冷のために必要な特殊経費、地域拡大による経常的経費等の算入の方法の合理化につき、かねてから是正方を強力に折衝いたして参りましたところ補正係数等の改訂により約五億九千五百万円の増加配分をみたのであります。

次に公共補助事業起債につきましては、この度、起債承認額の内定を見ましたのでこれに見合つて当初計上額との差額二億四千百万円を減額いたしました次第であります。

次に特別会計についてであります。今回地方競馬費会計において、五千九百九十三万円を計上いたしましたのは当初の予定を上廻る良好な成績を取めつたありますのでこれに対応いたしますため競馬関係費を計上し、なおこの純益一千五百万円については普通計会に繰出すこといたしました。

次に道有林野事業費会計におきましては石炭手当の差増、産物調査費、造林費、森林土木費及び研伐費等に二億二千六百万円を、繰越金、財産収入及び雑収入を見合いに計上し、本事業の経営に遺憾のないようにしようとするものであります。

次に母子福祉資金貸付事業費会計におきましては要貸付世帯の増加に対応して

842	841	840	839	838	837	836	835	834	833	832	831	830	829	828	827
自家発電並びに自家受電施設に対する固定資産税免除の件	にしん沖刺網漁業許可方針改正の件	道議会議員選挙区の改正方促進の件	十勝支庁管内九月水害による土木施設復旧対策の件	十勝支庁管内九月水害による財政措置の件	十勝支庁管内九月水害による罹災開拓者救済対策の件	十勝支庁管内九月水害による罹災農家救済対策の件	資金助成の件	北海道漁業調整規則一部改正反対の件	浦河町上村開拓農業協同組合の不正事件に対し適正措置の件	浦河町上村開拓農業協同組合の不正事件に対し善処の件	支出命令権を教育委員会に委任の件	余市町豊漁住宅鉾山の鉾毒防除措置促進の件	旭川市に精神薄弱児施設設置の件	北海道警察学院職員増員の件	寿都町能津管理地区変更反対の件
高橋雄之助	道農業協同組合中央会長	札幌市議会議員 齊藤忠雄	同	同	同	十勝支庁管内九月水害による罹災農家救済対策の件	石田平吉	村田幸吉	浦河町上村開拓農業協同組合の不正事件に対し適正措置の件	浦河町上村開拓農業協同組合の不正事件に対し善処の件	御前川	豊漁漁業更生組合代表 田中吉太郎	道北精進児施設 長瀬大塚守徳	平佐忍	寿都町能津管理地区変更反対の件
総務	水産	総務	建設	総務	開拓	農務	文教	水産	同	開拓	文教	水産	同	厚生	総務
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

次に議案第四十三号北海道議員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、道議員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、税務手当について所要の改正を行おうとするものであり、また、議案第四十四号北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例は、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正しようとするものであり、更に、議案第四十五号北海道恩給条例の一部を改正する条例は、恩給支給の基礎となる在職期間の通算措置に関し、現行条例の一部を改正しようとするものであります。

以上は、昭和三十二年度における道財政の健全化に関する計画及びその推移並びに提出案件の主なものについてその概要を申し述べた次第であります。なお詳細につきましては御質問に応じ御答え申し上げます。

○十月五日 午後零時二十五分開議、諸般の報告の後、議員の所属会派異動に伴う議席の一部変更を指定した後、日程に追加し、佐々木議員

(自民)より、財団法人北海道衛生公社が建設した衛生会館建築資金流用問題に関する緊急質問があり、知事、衛生部長より答弁、佐々木議員(自民)より再質問四回、知事、衛生部長より答弁があつて、午後一時九分休憩、午後二時十分再開、日程を変更追加して議案第四十七号及び第四十八号を議題に供し、知事の説明を省略の後、日程第一議案第一号ないし第四十六号報告第一号ないし第三号に追加議案第四十七号及び第四十八号をあわせて一括議題に供し、通告の代表質疑に入り、黒松議員(協ク)より、①知事渡米の時期、②本道農作物の作況と道東地方の水害、凶作に対する救済措置及び被害状況、③財政問題特に行政水準の引上げに伴う財源確保に対する所信、投資的経費と消費的経費の割合、人件費の財政総額に対する比率及びこれと地方財政計画との関係、地方交付税率改訂の問題、国庫補助負担金制度の合理化は正に対する考え方、三十三年度以降の財政見通しと財政運営に対する構想、赤字解消と自動車取得税撤廃の意思、④第二次総合開発計画の見通し特に同計画が閣議決定に至らない理由とその見通し及び

431	430	428	427	426	525	423	421	411	401	389	369	294	243	433	432
白糠町地内庶路川及び琴路川改修工事施行の件	町村道昆布森、尾幌線道道昇格の件	道道美唄炭山、美唄駅前線の路面舗装工事実施の件	美瑛町町道改良工事及び橋梁架替工事施行の件	知内村元町浦元間海岸浸蝕防止施設着工の件	知内村亥の子泊、小谷石間海岸道路着工の件	天塩川下流改修工事施行促進の件	小樽市勝納川改築工事実施の件	道道美幌斜里線中一部路線変更の件	道道釧路臨港線、舗装改修工事施行の件	道役河川別保川防災工事施行の件	中頓別所在町村道を道道に昇格の件	釧路市道北大通柏木町路線を道道に昇格の件	美唄浦臼間連絡路線の道道昇格並びに道営渡船施設設置の件	雇傭労働者に対する賃金確保の件	対岸貿易漁業促進大会に対し補助金交付の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	建設	同	労働
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	働工
															採
															扱

同計画改訂の問題点、三十三年度開発公共事業費の増額に伴う道の負担能力及び負担軽減のための補助率の引上げ要望に対する考え方、⑤開拓行政の推進方策特に三十三年度入植に対する構想及び国に対する折衝のあり方、⑥寒地農業振興対策についての所見特に酸性土壌矯正事業推進に対する考え方、畑作物の価格安定対策特に豆類、澱粉、はつか等の消流対策、本道農業確立の根元をなす酪農振興と乳製品の市場対策、⑦一般農協と開拓農協に対する指導方針の不統一について特に猿払、美唄地区における開協分立問題の真相とこれが指導の一元化に対する考え方等について質疑、知事より答弁、次に中野（与）議員（社）より、①道財政の現況と今後の見通しについて特に昭和三十一年度決算における実質赤字の大幅変動の理由及び義務費未措置額の内訳、道税収入の見通し及び過大見積りに対する考え方、地方交付税の見通しと特別交付税の確保、退職手当の財源対策、本年度内における今後の歳出増と財源対策、期末手当〇・一五増に伴う財源措置と見通し、明年度以降の財政運営に対する考え方、②総合開発第二次五カ年計画と国の長期経済計画との関連並びに閣議決定についての所見、白老町社台地区における開発計画と開墾方式に対する考え方、③ガス化学工業の振興について特に天然ガス利用に対する企業化の見通しとその構想、④道東地区における作況及びこれに関連して局地的被害に対する対策、⑤中下層農家の営農安定対策、⑥中小企業問題特に国の総合経済政策による金融引締めの影響と、中小商工業の金融対策、信用組合、信用金庫等の中小企業専門の金融機関運営の適正化に対する所見及びこれら機関に対する資金源拡大措置、⑦労働問題特に在日米軍の撤退に伴う駐留軍労働者の失業対策、在日米軍の機構縮小による撤退計画、駐留軍労働者の解雇に対する政府の失業対策要綱の内容と予算措置、退職者に対する特別支給金の支給と失業保険の関係、⑧農産物検査員の定数不足問題特に検査員の過剰勤務改善策及び出荷最盛期の応急対策等について質疑、知事より答弁、次に休会について諮り、

452	413	414	409	377	203	440	459	458	457	456	455	451	449	446	437
石狩町花畔土地改良区塩害対策の件	開拓保健婦の道職員定数化の件	道南海域におけるいか漁業指導調査実施の件	大成村上浦漁港簡易工事施行の件	いか漁業総合対策案中するめ共販推進方針に対し是正要望の件	樺太東海岸における鮭鱈流網漁業試験操業実施の件	北海道釧路ろう学校屋外運動場敷地買収の件	三石川第二島輝川砂防堰提築設方の件	島輝川下流地区改修事業の継続施行の件	蓬萊橋架換工事に対する国庫補助の件	三石川改修事業早期着工の件	歌音橋架換工事費に対する国庫補助の件	石狩川水質浄化促進の件	網走市地内準用河川浦士別川の切替工事施行の件	道道当別、上幌向線中当別新篠津間改良工事実施の件	道道当別北村上幌向停車場線改良及び橋梁架換の件
同	開農 拓地	同	同	同	水 産	林文 務教	同	同	同	同	同	同	同	同	建 設
同	同	同	採 択	同	不採 択	同	同	同	同	同	同	同	同	同	採 択

十月七日を休会とすることに決し、午後六時二分散会。

○十月八日 午前十一時四十四分開議、諸般の報告の後、日程に入り、

日程第一議案第一号ないし第四十八号、報告第一号ないし第三号を議題に供し、代表質疑を続行、川口議員（自民）より、①財政問題特に本年度当初予算で年度末に六億一千万円の実質赤字が生ずるといながらわずかに半年後にその赤字を解消できたということに関連して財政運営の見込み違いに対する見解、道財政再建の一環として創設された自動車取得税は、赤字解消のためその根拠を失ったはずであるがこれを廃止する考えはないが、公約実行と財政再建に関連して農家負債整理対策実施の現況と経過、零細中小企業者への金融対策と育成強化策、②近代工業振興対策に関連して低品位炭、天然ガス利用の企業化の現況と見通し、木材糖化工業中間試験に要する財源の見通し、特に今後の国庫補助、寄付金の見通し、中間試験開始の時期、機械発注の状況、試験研究費の財源不足と事業計画変更に対する考え方、③東南アジア視察後の成果特に具体的貿易振興の成果と東南アジア諸国に対する技術協力の具体的方法、バキスタンの医学留学生の受入れ方法、④知事三選以来の公約を残し一年半の間にどのようにして、どの程度果すかその考え方、⑤三十三年度以降の財政見通し特に自主財源確保に対する所見、財政再建長期計画策定に関する考え方と計画書提出の意思等について質疑、知事より答弁があつて午後零時四十五分休憩、午後二時二十分再開、川口議員（自民）より、税の徴収成績、自動車取得税の撤廃、行政水準の引上げ等について再質疑、知事、総務部長より答弁があつて、代表質疑を終結、ついで一般質疑に入り、大石議員（社）より、社会保障制度の確立について特に養老年金制度に対する考え方、老後施設の整備対策と実施時期の見通し、市町村が設置した場合これに補助を行う方法をとるかまたは道自体が行うかその考え方について質疑、知事より答弁、次に深山議員（自民）より、①売春防止法の実

466	778	777	776	762	761	760	737	732	731	729	725	724	480	461	460
帯広公共職業補導所にブロック建築科増設の件	釧路地方開拓地に乳牛導入の件	宗谷支庁管内開拓地の附帯工事補助金道費上置の件	開拓地上残存木処理対策の件	パイロット農家群設定指定の件	揚水機電力料金後払措置の件	江別市新野幌開拓地区の水道附帯工事に対し補助の件	石狩花畔土地改良区志美地区更生計画確立の件	開拓地富農確立予算復活実施の件	厚岸町トライベツ開拓地冷害救済対策の件	道有牝牛貸付制度継続実施の件	大樹町開拓不振地区の土地改良事業実施の件	大樹町の農道新設及び団体管土地改良事業実施の件	雨竜村恵俗別開拓地不振対策の件	新得町トムラウシ地区キカベツ団地入植促進の件	多度志湯内、幌内開拓地区道路建設工事施行の件
労商	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

施に関連して売春行為の潜在化と性病予防措置、婦人相談所の予算増額に対する考え方、売春取締り方法の基準と法運営の精神、②東京事務所及び土木出張所などの職員に対する月額旅費支給の妥当性の問題等について質疑、知事、道警本部刑事部長、人事委員会委員長より答弁、次に新川議員（社）より、札幌市の公安条例について憲法違反の疑いがあるがその考え方、警察法の改正に伴う同条例の廃止措置、市公安条例の存廃に関して市長と方面公安委員会が行った交渉の経過、同条例即時廃止に対する考え方等についてそれぞれ質疑、知事、道警本部長より答弁、新川議員（社）より再質疑、道警本部長より答弁があつて、午後四時三十九分散会。

○十月九日 午前十一時四十九分開議、諸般の報告の後、日程第一議案

第一号ないし第四十八号、報告第一号ないし第三号を議題に供し、一般質疑を続行、昨日の新川議員（社）の札幌市公安条例が憲法違反の疑いがあるという質疑に対し、道警本部長より補足答弁があり、新川議員（社）より再質疑、道警本部長より答弁、次に山元議員（自民）より、宗谷支庁管内開拓農協開墾補助金横領事件に関連して被害者に対する賠償責任の所在、道が介済する意思があるかどうか、被害者に対する今後の救済措置等について質疑があつて、午後零時三十分休憩、午後一時五十七分再開の後知事より答弁、山元議員（自民）より再質疑、知事より答弁、（この答弁の中途において傍聴席より長き二メートルに近い重幕を議員席に垂らした者二名あり議長より退場を命ぜられるといった事件があつた）次に松尾議員（自民）より、①寒地農業振興対策特に先に岸首相一行の来道に際し寒地農業振興に対する政府の所信が披瀝されたがその受取り方及び今後の具休策、ビート増産態勢の確立に対する構想、ビート糖工業振興の根本的考え方、寒冷地農業振興対策費過少の問題、酪農振興対策及び乳の消流対策並びに価格安定に対する考え方、北海道寒地農業確立対策連絡協議会等の民間団

365	160	673	510	333	332	番号 表 文書 番 号	陳 情	496	447	470	442	417	408	479	475
白石室蘭石油精製工場設置の件	室蘭市に外国原油精製工場設置の件	札幌医科大学に医学進学課程設置の件	小樽市にソ連邦外交機関設置の件	北海道学芸大学に対し道費補助の件	旭川市に総合大学設置の件	件		中共里帰り婦人婦国促進及び救援措置の件	長期療養中の生活扶助及び受給者に対する夏期救護の件	道立夕張療養所全館スチム暖房設置の件	瀬棚町立養老院設置に対し補助の件	刑務所出所者に対する道立施設の設置及び既施設強化の件	簡易水道事業に対し道費補助の件	函館海員会館新設に対し補助の件	岩見沢公共職業安定所美唄出張所を美唄公共職業安定所に昇格の件
同	労働 働工	同	同	同	総 務	委員 会託		同	同	同	同	同	厚 生	同	労働 働工
同	同	同	採 択	不採 択	採 択	結 審 査 果 の		採 択	不採 択	同	採 択	同	不採 択	同	採 択

体と連繫協力する意思の有無、牧野改良事業補助に対する道の上置きと促進対策、②人事管理問題に関連して、専任農務部長を置かない理由、道政遂行とマツチした人事管理に対する考え方、特に調査員、検査員の扱い方、先に道が行った行政事務分折による結果をどのように活用したか、道職員定数条例の改正と職員の合理的配置に対する所見等について質疑、知事より答弁（あらかじめ時間延長）松尾議員（自民）より再質疑、知事より答弁、次に川瀬議員（協ク）より、道路改良工事に対する基本的方策特に道南海岸線の道路改良について質疑、知事より答弁があつて、通告の質疑は終結、ついで高橋（石）議員（協ク）より、日程第一のうち予算に関連する議案第一号ないし第二十三号及び報告第二号は、なお慎重審査の必要があると認められるので、十七名から成る予算特別委員会を設置し、それらの議案を付託せられたい旨の動議を提出し、賛成あつて動議成立、異議なくそのことに決し、直ちに次の委員の選任を決定して関係議案を付託した。

松 尾 三 郎（自民） 沖 野 政 雄（自民）
 深 山 和 園（自民） 川 口 常 一（自民）
 中 野 与 作（社） 林 謙 二（自民）
 増 田 信 一（社） 村 本 政 信（社）
 大 石 利 雄（社） 井 口 泰 隆（社）
 川 村 清 一（社） 新 川 輝 隆（社）
 川 瀬 德 三 郎（協ク） 秋 山 孝 太 郎（協ク）
 山 元 ミ ヨ（自民） 佐 々 木 利 雄（自民）
 高 田 治 郎（社）

次に議案第二十四号、第二十八号及び報告第一号は農務委員会に、議案第二十五号ないし第二十七号、第三十三号ないし第四十一号、第四十三号ないし第四十八号は総務委員会に、議案第二十九号は農地開拓委員会に、議案第三十号及び報告第三号は商工労働委員会に、議案第三十一号は厚生委員会に、議案第三十二号及び第四十二号は文教林務

689	688	587	685	671	670	659	632	599	517	791	788	773	772	771	682
三和村地内黒松内川及び熱郷川を道費河川に昇格の件	シブノツナイ川の準用河川昇格及び改修工事実施の件	道路整備促進対策の件	釧路市道春探中央道路改良工事施行の件	幌別町所在クツタラ湖観光循環道路の道道認定の件	蛇田町所在洞爺湖第二期護岸工事施行の件	広尾港修築工事早期完成の件	浦臼村道南一線道路の道道昇格の件	美唄市道七線道路を道道に昇格の件	十勝川第二及び島舞川砂防堰堤築設方の件	石炭価格値上反対方要請の件	中小企業金融対策の件	観光関係事業者に対する融資促進の件	北海道大博覧会開催経費に対し道費補助の件	網走地方中小企業相談所に対する道費補助金増額交付の件	日雇労働者の賃金確保措置の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	建設	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

委員会にそれぞれ付託、次に休会について諮り、明十月十日より十二日まで三日間休会することに決定、午後三時十五分散会。

○十月十四日 午後二時五十七分開議、あらかじめ時間延長を行い、諸般の報告の後、日程第一常任委員の所屬変更の件を議題に供し、水産委員の黒沢議員（社）を建設委員に建設委員の遠藤議員（社）を水産委員にそれぞれ所屬の変更を決定、次に日程第二追加議案第四十九号ないし第五十一号を議題に供し、知事より、提案理由の説明を聴取の後、追加議案に対する質疑の有無について諮り、質疑なく直ちに議案第四十九号及び第五十号は予算特別委員会に、議案第五十一号は商工労働委員会に付託して、午後三時五十分休憩、午後七時五十四分再開の後直ちに散会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十二年度北海道歳入歳出追加予算案その他について御説明申し上げます。

まず予算案につきましては昨年の冷害凶作並びに本年における道東地区の冷水害による被害農家等特に中下層畑作農家の経済安定を図ることの緊要性にかんがみ、大豆を主とした雑穀等の共同販売を強力に推進しその価格の維持安定に資するため、農産物格価安定資金一億八千万円を貸付金収入見合いに追加計上いたした次第であります。

次に夕張川総合開発事業のうち二股及び川端えん堤の築造に伴う予算外義務負担及び契約の締結に関する件について御説明申し上げます。

夕張川総合開発事業は、国費による農業開発事業及び道営による発電事業を行う所謂多目的な開発事業でありまして、当初その完成は昭和三十二年度を旨途として、国においては昭和二十八年年度以来、道においては昭和二十九年十二月それぞれ事業の執行体制を整備して着手したところでありましたが、その後二股えん堤地点における三菱鉱業株式会社所有鉱区の地下埋蔵炭の補償問題及び北海道炭鉱汽船株式会社の水沢、滝ノ上両発電所の下流増の問題等の解決に長期間を要し、

775	774	756	631	766	765	763	736	734	728	723	722	720	719	718	690
林地改収調整予算増額の件	利礼道立公園姫沼休憩舎の災害復旧工事施行の件	中標津高等学校々舎改築実現の件	小樽市道若松線及び温根内線の道道昇格の件	離島定期航路に対する助成の件	中小上水道敷設事業に対する道費補助の件	中頓別町地内頓別川改修工事実施の件	石狩川水質浄化実施の件	道道千歳鶴川線道路改良工事継続施行の件	後志管内の道路交通確保の件	月形町地内旧石狩川架設月形橋木造部分架替の件	大樹町地内紋別川改修工事施行の件	大樹町地内生花苗川改修工事施行の件	大樹町地内歴舟川砂防工事施行の件	道道広尾豊頃停車場線大街町晩成地内補修工事施行の件	道道大江小樽線補修工事施行の件
同	同	林文 務教	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	建設 採 扱
同	同	採 扱	不採 扱	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

前者にあつては昨三十一年九月末に至つて漸く解決を見たのでありますが後者にあつてはいまだその解決を見るに至つていない次第であります。

このような事情にありましたため、本事業におけるえん堤の築設等共同施設費の費用振分が出来ないまま今日に至つたのでありますが、北炭下流増の問題は、事業の施行と併行して交渉を続行することとし、本年五月以来当事者間において費用振分についての具体的折衝を行いました結果最近に至り漸く意見の一致をみ、基本協定締結の運びと相成つた次第でありまして、本開発事業を促進しその早期完成をはかりますためここに御提案申し上げた次第であります。

以下その基本的事項の概要について申し上げます。

本事業の二股、川端両地点における共同施設費の総額は

四十三億二千五十八万円

でありまして国すなわち農業水利の経済効果により負担率は八五・九二パーセント、発電効果による負担率は一四・〇八パーセントであり、

前者は

三十七億二千二百二十四万円

後者は

六億八百三十四万円

をそれぞれ負担するものとし、これが工事の施行は北海道開発局が行い、道及び三菱の分担すべき工事は同局に委託施行のこととした次第であります。

なお、発電事業関係において、二股地点における経費負担については、実質的に、道と三菱との共同事業でありますので、これが経費は各々その二分の一相当額を負担し、また川端地点については道のみの負担に行う事業でありますことは既に御承知のとおりであります。

次に本事業の完成年次についてであります。別にとり交す覚書により二股地点については昭和三十五年度末、川端地点については昭和三十六年度末を目途とされておる次第であります。

以上本事業の経過並びに基本協定事項の概要について申し述べた次第であります。なお詳細につきましては御質問に応じお答え申し上げたいと存じます。

何卒よろしくお審議の程お願い申し上げます。

○十月十五日 午後二時五十三分開議、諸般の報告の後、あらかじめ時間延長を行い、午後二時五十五分休憩、午後七時四十四分再開、諸般

563	549	529	528	525	524	523	496	487	432	431	430	402	356	796	795
鍊定置免許に関する件	沿岸漁業振興対策要望の件	春にしん地帯漁業総合開発計画案に関する件	釧路市桂恋漁港建設の件	長万部町静狩地区に自衛隊誘致の件	厚岸漁港及び床潭漁港整備の件	宗谷沖合海面たら延縄漁業に對し要望の件	農林漁区三百二十一番海上秩序維持の件	太平洋岸十噸未満鮭鱒流網漁業の操業措置の件	海芝第六十六号漁業権(第二種)漁場変更の件	鉾浦防除措置の件	海産物集合検査反対の件	雄冬たらば農林漁区三三一におけるすけそうだら刺網漁業の件	道立漁船給員養成所設置の件	公立学校事務長及び事務職員の待遇に関する件	学校教職員給与条例改訂要望の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	水産	同	同
同	採択	不採択	採択	不採択	採択	同	不採択	同	同	採択	同	不採択	採択	不採択	同

の報告の後、日程に入り、**日程第一会期延長の件**を議題とし、議事進行の都合により明十月十六日まで一日間会期を延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、午後七時五十五分散会。

○十月十六日 午後二時五十四分開議、諸般の報告の後、あらかじめ時間延長を行い、**日程第一議案第一号ないし第二十三号、第四十九号、第五十号及び報告第二号を一括議題**に供し、秋山予算特別委員長（協ク）より、委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、委員長報告のとおり報告第二号は承認議決、その他の議案はいずれも原案可決に決した。次に**日程第二議案第二十四号ないし第四十八号、第五十一号、報告第一号及び第三号**を議題に供し、朝日農務委員長（協ク）より、議案第二十四号、第二十八号及び報告第一号について、齋藤総務委員長（社）より、議案第二十五号ないし第二十七号、第三十三号ないし第四十一号及び第四十三号ないし第四十八号について、宮北農地開拓委員長（社）より、議案第二十九号について、大島商工労働委員長（自民）より、議案第三十号、第五十一号及び報告第三号について、佐久間厚生委員長（自民）より、議案第三十一号について、中野文教林務委員長（社）より、議案第三十二号及び第四十二号についてそれぞれ委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、議案第四十七号及び報告第一号は承認議決、議案第五十一号は予算外義務負担については原案可決、契約締結については同意議決、報告第三号は認定議決、その他の議案はいずれも原案可決に決した。次に**日程第三決議案第一号道財政再建に関する長期計画の樹立要望決議案**を議題に供し、深山議員（自民）より趣旨弁明があつて、午後三時四十五分休憩、午後六時九分再開、決議案第一号の委員会付託を省略の後、通告の討論に入り、村本議員（社）より反対、西野議員（自民）より賛成の討論の後、起立の方法による採決の結果、起立者少数にて本案を否決、次に**日程第四意見案第一号ないし第四号を一括議題**に供

749	748	747	746	745	744	738	730	704	703	702	701	672	657	656	644
中型機船底曳網漁業禁止区域拡大案推進の件	宗谷海区中型機船底曳網漁業禁止区域拡大案推進の件	中型機船底曳網漁業禁止区域拡大に伴う魚類価格安定の件	いか漁業指導調査船の運航の件	ソ連拿捕留置の漁船並びに乗組員早期釈放の件	北海道中型機船底曳網漁業総合対策案撤回の件	太平洋岸十噸未満鮭鰯流網漁業の合理的操業の件	現の件 すけそう漁業に代るほつけ刺網漁業の合理的漁業実	さけ、ます流網漁業小型漁船の地先海面における合理的操業実施措置の件	漁業振興対策の件	漁港簡易工事費及び漁港管理予算増額の件	中型機船底曳網漁業の操業禁止区域拡張の件	にしん沖刺網実施要綱実施に関する件	中型機船底曳網漁業の禁止区域拡大反対の件	いか漁業総合対策早期実現の件	石狩湾機船底曳網漁業禁止区域改訂等要望の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	水産採択
同	採択	不採択	同	採択	不採択	同	同	同	同	同	採択	同	不採択	同	

し、いずれも趣旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとおり可決、次に日程第五追加議案第五十二号及び第五十三号を議題に供し、知事より、提案理由の説明を聴取の後、委員会の審査を省略して原案のとおり同意議決、次に日程第六追加議案第五十四号を議題に供し、知事より、提案理由の説明を聴取の後、林議員（自民）より追加議案第五十四号の提案に至るまでの経緯及び監査委員制度運営に対する基本的な考え方、監査委員選衡の基準等について質疑、知事より答弁、林議員の再質疑、知事の答弁があつたが、これに関連して岩田議員（自民）より一身上の弁明について発言を要求、林議員の再質疑があり、終つてこれを許可し、岩田議員一身上の弁明の後、知事より林議員に対する答弁があり林議員よりさらに再質疑があつて、通告の質疑を終結、次に伊藤（作）議員（自民）外三十四名提出の議案第五十四号の撤回を求める動議を議題とし、伊藤（作）議員（自民）より、趣旨弁明があつて通告の討論に入り、二瓶議員（協ク）より反対、西島議員（自民）より賛成の討論の後、起立の方法による採決の結果、起立者少数にて本動議を否決、次に議案第五十四号を問題とし、委員会の審査を省略の後、通告の討論に入り、杉本議員（自民）より反対、笠井議員（社）より賛成の討論の後、起立の方法による採決の結果、起立者多数にて本案を可決、次に中山議員（自民）より、中山議員（自民）外三十四名提出の北海道知事不信任決議案が議長に提出されて、午後七時五十四分休憩、午後九時二十三分再開、日程に追加し、中山議員（自民）外三十四名提出の決議案第二号を議題とし、中山議員（自民）より、趣旨弁明があつて、委員会付託を省略、通告の討論に入り、齋藤議員（社）より反対、高橋（源）議員（自民）より賛成の討論の後、起立の方法による採決の結果、起立者少数（賛成三十三名、反対四十八名）にて本案を否決、次に日程第七請願、陳情審査の件を議題に供し、本案は委員長報告を省略し委員会決定のとおり異議なく決定、次に日程第八閉会中請願、陳情継続審査の件及び日程第九閉会中事務継続調査

814	813	781	758	500	815	836	807	806	805	803	786	785	753	752	750
結核予防法及び精神衛生法の予算充実の件	婦人厚生保護施設整備の件	利尻島各形に稚内保健所支所設置の件	岩内保健所増築工事施行の件	鷲泊村に稚内保健所出張所設置の件	職業指導施設の拡充強化の件	十勝支庁管内九月水害による罹災農家救済対策の件	農業改良相談所条例化の件	乳牛経済検定事業推進の件	農産物価格安定資金借入に関する件	道産薄荷耕作振興に関する件	にしん凶漁対策の件	頓別船入調整促進の件	旧千島住民に対し漁業許可の件	漁業許可受給特別設定の件	小型漁船による鮭、ます流網漁業自由操業の件
同	同	同	同	厚生	労働	同	同	同	同	農務	同	同	同	同	同
同	採択	同	不採択	同	同	同	同	同	同	同	同	採択	同	不採択	同

の件を一括議題に供し、本案は委員会に対しそれぞれ継続審査又は調査を付託することに決し、以上をもつて案件の全部を議了、荒議長より閉会の挨拶があつて、午後九時四十二分閉会。

知事説明要旨

只今議題になりました人事委員会委員及び教育委員会委員選任につき同意を求める件につきましては、任期満了に伴い目下欠員中の人事委員会委員に山口喜一君を、教育委員会委員に安孫子孝次君をそれぞれ適任と認め、再任いたしたくここに提案いたした次第でありまして宜敷く御審議の程をお願い申し上げます。

知事説明要旨

只今議題になりました監査委員選任につき同意を求める件につきましては、任期満了に伴う目下欠員中の監査委員の選任を行うとするものでありまして学識経験を有する者の中から選任する監査委員に能本善七君を再任するとともに議員から選任する監査委員に天谷平信君を選任と認め、ここに提案いたした次第であります。

宜敷く御審議の程をお願い申し上げます。

予算特別委員長報告

私は、過般設置せられました予算特別委員会の委員長として、本委員会に付託せられました議案の審査経過と、その結果について、ご報告を申し上げます。本委員会に付託せられました案件は当初付託の議案第一号ないし第二十三号及び報告第二号並びに十四日に追加付託の議案第四十九号及び第五十号の二十六件であります。去る九日に本委員会が設置せられますや、直ちに委員会を開き、正副委員長の互選を行い、さらに、当初の付託案件の審議方法について協議を行い、その結果付託当初案件は、これを各部所管ごとにかけて審査を行うことに決定して、翌十日より本格的な審査にはいつた次第であります。

③ 更に継続審査されるもの。

請願

番号	文書表	件名	委員会名
817		樺太会館並びに学生寮建設に対し補助の件	厚生
166		後志水稻試験地を道立岩宇園芸試験地に併置の件	農務
229		士別市に畑作農業試験場支場設置の件	同
365		北海道稲作協同農業研究所を特殊稲作研究所に指定の件	同
419		北空知地区に道立北空知水稻試験所設置の件	同
422		北海道農業試験場上川支場美深分場復活設置の件	同
150		追分高等学校を道立移管の件	林文務教
357		増毛町別刈地区道有林を農耕適地として開放の件	同
396		七飯村地内道有林横津岳地帯笹地貸付の件	同
399		道立高等学校の学級増設並びに独立校舎新設の件	同
420		札幌市に総合博物館設置の件	同
436		札幌市に道立高等学校設置の件	同
444		北海道静内高等学校に家庭科増設の件	同

すなわち、十日は民生部、林務部、公安委員会、労働部、建築部及び水産部の各所管十一日、土木部、衛生部、農務部、及び商工部の各所管十二日は農地開拓部、教育委員会及び総務部の各所管について、都合三日間にわたつて質疑応答を行い、さらに、十四日に至り追加付託の議案二件を審議し、本日の委員会において、結論を得た次第でありまして、この間予算委員の各位におかれては、連日終始慎重かつ熱心に審議に当られました。労働部に対し、この際衷心より敬意を表する次第であります。

当初付託せられました案件は、財政健全化の計画及びその推移にかんがみ、昭和三十一年度及び昭和三十三年度における義務費未措置分の全部について予算化を図ると同時に当初予算以降において確定をみた国庫支出金起債その他特定収入の伴う経費、当面の緊急を要する経費等について措置しようとする総額二十四億四千四百三十八万円にのぼる普通、特別各会計の追加更正予算案とこれに付随する起債、各種資金の貸付等の重要案件でありまして、特に昭和二十七年以降実質赤字の発生を見ていた道財政も、昭和三十一年度以降累年に亘る財政健全化の努力が結実し、本年度をもつて過年度繰越の実質赤字も含めて、黒字に転化し得る見通しを得るに至つたという期荆的財政の転換期に際し、財政の健全化を堅持しつつ、道民の福祉増進のためのよりよい道政の推進を期する見地に立つて、道政各般にわたり委員各位と理事者側との間に熱烈な論議がかわされた次第であります。

いま、ここに各部所管ごとの質疑を通じその主なる点を申し上げますならば、民生部所管におきましては、民間老後施設に対する経営の合理化対策と公立老後施設の人員収容の状況、中国からの里帰り婦人に対する生活保護実施の状況及び再渡航の見とし、第十三次ソ連引揚げ本道関係者の受入れ対策及びこの中に含まれている領海侵犯抑留者の問題、

林務部所管におきましては、網走、大沼両国立公園を国定公園に昇格申請の問題及び利礼国立公園の拡張の見とし、冬山造林金融対策、新炭材の不足状況及び同原本土下代金延納の措置、森林植伐の均衡の問題、

公安委員会所管におきましては、道警施設の道有財産化と警察庁令、巡査駐在所等の整備強化の見とし及び警察機動力充実の問題、札幌市の公安条例による集会、集団行進等の許可方針及び同公安条例存廃の問題、

労働部所管におきましては、駐留軍労務者解雇に関連する就職あつ旋並びに職

448	438	403	402	410	218	454	439	435	342	453	434	353	340	308	170
佐呂間町地内武士川外二河川を準用河川に昇格の件	尻岸内村道古武井磯谷線を道道に昇格の件	愛別村地内班溪川を準用河川に昇格の件	愛別村地内狩布川を準用河川に昇格の件	ブロック生産業者育成強化の件	日雇労働者の簡易住宅建設の件	根室支庁庁舎所在地を根室内陸地区に移設の件	名寄市字知恵文地区境界変更現状維持の件	名寄市一部を美深町編入方促進の件	在留中国人及び朝鮮人の身分保証等に関する件	土地改良事業地元負担金特別措置の件	千歳町所在買収土地返還の件	農林省十勝種畜場を入植地として開放の件	新冠村村有林アクマツブ地区開放中止の件	恵庭町盤尻地区の自衛隊演習場用地買収反対の件	恵庭自衛隊演習地買収反対の件
同	同	同	同	同	建設	同	同	同	総務	同	同	同	同	同	開墾 拓地

業輔導推進の問題、日ソ間における貿易促進、漁業協定等に関連して、本道労働者の北方出稼対策の推進問題、

建築部所管におきましては、寒地建築研究所における研究内容と同研究所におけるブロック生産状況並びに民間企業に対する影響、道営住宅における建築検定の状況と、ブロック住宅における露結湿気の対策、

水産部所管におきましては、道漁連の再建整備と単位漁業協同組合の育成強化対策、漁業協同組合再建整備促進条例の実施状況とその成果、連合海区調整委員会における専門委員の委嘱並びに漁業育成対策協議会等運営の問題、北方海域におけるたら延縄漁業調整権限とこれが対策、漁船拿捕事件に関連して、日ソ間における海図の相違問題、道南漁村地帯における自衛隊演習場誘致に関連して漁村経済に及ぼす影響と対策、水産物検査条例による検査対策と量目以下の製品に対する取扱対策、にしん沖刺縄漁業における一漁船当り共同経営体の数の緩和問題、にしん、すけそう、いか、さんま、ほつけ、かに、帆立資源の現況と海況との関係及び今後の見とおし、

衛生部所管におきましては、衛生公社の整備内容及び運営方針など今後における再建計画と公衆衛生普及指導対策、精神病患者の適正保護と精神病院の公営対策、病院、保健所、診療所における出納事務の迅速化、石狩川河川水質調査費計上の目的及び理由、北海道薬用植物栽培試験場廃止による馬匹払下の不適正、道立血液銀行の土、日曜日における職員勤務状況及び需要と供血者との関係並びに民間企業との統合等による血液銀行運営円滑化の問題、流行性感冒に対する予防対策、

土木部所管におきましては、道々を主体とする道路整備計画、石狩川水質汚濁防止対策、港湾建設工事の進捗状況、国庫返納金の返納理由、特殊河川指定の増加、

農地開拓部所管におきましては、島松、恵庭周辺における自衛隊の演習に伴う開拓地に及ぼす影響及び対策、ハンガリー避難民の道内開拓地受入れの問題、寒地農業振興上における国有貸付牛の道内割当の問題、稚咲内開拓農民に対する開墾補助金横領事件をめぐる諸問題、

教育委員会所管におきましては、児童に対する教師の体刑問題、道内各学校における国歌取扱の問題、町立中頓別高校の自衛隊一入隊の問題、道立俱知安高校敷地を道有財産として移管する問題、学校教職員組合の秋季斗争対策、教育研究

文書 番号	件名	委員会 名	陳情	249	450
739	利礼道立公園区域拡大の件	同			
717	民有林買収調整に関する件	同			
695	天塩高等学校に農業課程設置の件	同			
650	教職員の給与等の支出命令権委任の件	同			
553	造林育成対策の件	同			
530	津別チミケツブ湖周辺道有林を農耕地として開放の件	同			
462	給与三本建是正に関する件	同			
189	追分町立高等学校を道立に移管の件	文教 委員			
783	道南地区に道立小家畜（種禽を含む）種畜分場設置の件	同			
661	空知區芸試験地設置の件	同			
654	士別市に畑作農業総合試験施設設置の件	同			
645	濃霧地帯農業試験場設置の件	農務 委員			
249	幌延村に天北低品位石炭乾溜工場設置の件	労働 委員			
450	網走市地内卯原内川を準用河川に昇格の件	建設 委員			

所の地位と役割及び教育行政との関連性並びに予算増額の問題、洞爺湖北海道教員保養所における医師の患者手荷上の問題、

農務部所管におきましては、寒地農業振興確立に關し、ビートの品種改良と増産及び酪農振興の重要性、国有貸付牛の受入計画、トレンチ、サイロ普及対策、農業改良普及員増員促進の問題、本年度農家負債償還の見とおし、水稻松村品種育成研究の問題、

商工部所管におきましては、中小企業維持振興資金貸付金利率低減の問題、金融機関と取引のない零細業者の融資あつた及びこれに対する北海道信用保証協会の相償対策、北海道貿易振興審議会運営の問題、東南アジア諸国、ソ連・中国との貿易振興対策及び東南アジア諸国との技術提携と医学留学生受入対策、ナマコの海外販路拡張促進対策、中小企業設備合理化促進条例に基づく機械貸付の状況、大夕張二股発電所ダム建設工事費中、農業用水及び電気事業に対する負担区別の問題、低品位炭、坑内ガス、天然ガス利用工業の企業化の見とおし、北日本航空株式会社経営の現況と将来の見とおし、

総務部所管におきましては、財政再建に關連して、道財政今後の見とおし、特別交付税の交付の見とおし、自動車取得税廃止に対する見解、教育委員会に対する支出命令及び財産管理権限等委任の問題、庁内放送の適正管理指導の問題、道議会議員の定数に關連し、町村合併に伴う都市と当該支庁管轄区域との選挙区調整の問題等について質疑応答が行われたのでありまして、現下道政上の重要問題をめぐって活発な論議がかわされたのであります。

しかして、かかる論議検討の上に立ち十四日追加付託された議案第四十九号及び第五十号をもあわせ、本日まで各党間において慎重検討の結果、本日の委員会において次に申し上げるとおり決定を見た次第であります。

すなわち、今次追加更正予算につきましては、その内容が従来の実質赤字解消に伴い、昭和三十一年度及び昭和三十三年度における義務費未措置分の全部について予算化を図るとともに、その後確定を見た国庫支出金起債その他特定収入の伴う経費及び当面緊急を要する経費等について措置せんとするものであり、予算案及びこれに關連する付託案件はすべて已むを得ないものと認めますが、今回予算措置されたもののうち、特に中小企業維持振興資金貸付金二億円の執行に当りましては、関係金融機関に対する配分の適正を期するとともに、今日の中小企業の金融難の現状にかんがみ、今後さらに資金源増額の措置を強く要望することと

742	741	680	618	617	413	335	784	740	615	354	793	789	769	755	754
弟子屈警察署標茶部長(派出所)金新案の件	石綿鉱業に対する軽油消費税免除の件	標茶高等学校に農業大学(同程度の技術者養成機関)設置の件	中札内村を帯広市に合併の件	齒舞、色丹諸島富山県引揚者復帰実現方の件	発電税創設反対に關する件	法令に基かない寄附金負担金の支出排除の件	林地を農耕地として開放の件	開拓遠地として北見市所在道有林解放の件	開拓林野地調整の件	開拓林野行政の調査に關する件	足寄高等学校を道立移管の件	南増山地域を道立公園に指定の件	輸出銘木の信用保持と公正取引維持の件	道立奨高等学校旧校舍譲与の件	釧路教育館建設に対し助成の件
同	同	同	同	同	同	総務	同	同	同	開農拓地	同	同	同	同	林文務教

いたしまして、議案第一号ないし第二十三号、第四十九号及び第五十号の各議案はすべて原案可決、報告第二号は承認議決とすることに全会一致をもつて決定いたしました次第であります。

決議・意見書

(昭和32・10・16原案可決)

北海道大学工学部精密工学科設置に関する要望意見書

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年十月十五日

提出者

議
昌

議長 荒 哲 夫 殿

議員
齊藤里三志
麻生三郎
松尾由一
兒玉重
堀島平
河野辰
天谷重
高田治
大久保
岩田和
山内留
廣吉男郎信男平巖一良三志

466	367	292	792	764	767	721	66	442	438	425	794	714	779	770	743
旭川市に木材糖化工場設置の件	PSコンクリート工場設置要望の件	北海道地下資源探鉱公社設立要望の件	砂川歌志内地内町道北二号線道路を道道に昇格の件	国土開発縦貫自動車道建設の件	豊平川堤防敷地使用許可の件	大樹町地内町村道中島線及び歴舟原野を道道に昇格の件	釧路市雄別線北斗駅間道路架設の北斗橋を永久橋架替工事施行の件	道道幌加内旭川線の一部路線変更の件	幕別町字止若地内一級国道幕別足寄線間を道道に昇格の件	苫小牧市中野一号道路新設に対し道費補助の件	旭川市に精神薄弱児施設設置の件	美唄市に道営教護施設設置の件	森林組合及び森林組合連合会に対する自動車取得税非課税措置の件	浦幌町直別部落一円を音別村に編入の件	軍鶏農薬許可の件
同	同	労商 働工	同	同	同	同	同	同	同	建 設	同	厚 生	同	同	総 務

北海道大学工学部精密工学科設置に關する要望意見書

北海道における工業の近代化をはかり総合開発を促進するため昭和三十三年度において、北海道大学工学部に精密工学科を設置し、精密工学の研究と技術者の養成をはかるよう措置せられたい。

(理由)

北海道の総合開発については、昭和二十七年から第一次五カ年計画を実施し、産業の基礎となるべき施設の整備拡充に重点を指向してきたところであるが、本年度に始まる第二次五カ年計画においては、前期計画の基盤をさらに強化するとともに、各種の産業、ことに第二次産業の飛躍的發展を期することが必要とされ、このためには全般的な関連工業を育成助長することはもちろん、精密工業についてもこれを振興し、本道工業の近代化をはかることが総合開発の重要因子となつてゐる。

しかるに、本道には精密工学を研究し、その技術者を養成する精密工学講座を有する大学がなく、かくてはオートメーションの発達、原子力の応用等による近代工業の新分野から本道総合開発が置き去りにされることが憂慮されるところである。

よつて、国においては、北海道における教育、研究の中心たる北海道大学に精密工学科を新設し、精密工学の研究と時代に相応した技術者の養成をはかり、もつて本道の総合開発、特に工業の高度化を促進されるよう特設の配慮を要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
大蔵大臣
文部大臣
北海道開発庁長官
衆議院議長
参議院議長

各通(国会には請願書として提出する)

751	613	768	733	712	638	515	506
小樽留萌根拠底支の宗谷海区移転反対の件	海区委員会書記の身分保障等要望の件	貨物海上輸送に対し助成の件	北海道賦払信用組合設立認可の件	函館地方医療共済商工協同組合に対し道費助成の件	木材糖化工場誘致方要望の件	函館地方に木材糖化工場設置の件	留萌市に木材糖化工場設置の件
同	水産	同	同	同	同	同	同

意見案第二号

(昭和32・10・16原案可決)

北海道本州間定期航路の助成措置に關する要望意見書
右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年十月十六日

提出者

議員

大島三郎 森川美作 伊藤吉一 山西英一 山本英一 丹木清次 橋本清次 新川隆

議長 荒 哲 夫 殿

置を講じ、すみやかに対策を実施されるよう強く要望するものである。
右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
労働大臣
大蔵大臣
通商産業大臣
中小企業庁長官
衆議院議長
参議院議長

各通（国会には請願書として提出する）

意見案第四号

（昭和32・10・16原案可決）

千歳空港整備に関する要望意見書

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年十月十六日

提出者

議員

議員	提出者
大島三郎	同
森川清	同
道下美作	同
伊藤吉一	同
西野英一	同
山本英一	同
舟木英一	同
橋本清次郎	同
新川輝隆	同

千歳空港整備に関する要望意見書

千歳空港は、米軍基地内にあつて、極めて支障が多いので、次の事項を速かに実現し、千歳空港を真に北海道の空の玄関として整備されたい。

一 現在民間空港として使用している地区の対面にあたる米軍接収地区を民間空港用地とするため接収を解除し、運輸省へ所管替すること。

二 右地区にエプロン及びタクシーウェイ等を施設整備すること。
（理由）

千歳空港は、米軍基地内にターミナル・ビルを設置し、エプロン、タクシーウェイ等も米軍と共用であるため、敷地をはじめ、その他においても極度に制約され、又、空港の出入には總てその都度米軍の通関許可証の交付を受けなければならぬ等、近次十二万をこえる航空機利用の漸増及び年間十万人になんなどとして空港見学者に非常な不便と不快な感を与えている。

一 現在整備中の稚内、函館、釧路等の飛行場の完成と相俟つて、千歳空港は、北海道内航空ローカル線の分岐点となり、益々発着機数が増進する状況にあること。

二 日航では既に現在の四往復（夏季間は五往復）を近年中に六・八往復に増便すると共に使用機もダグラス四型から六B型とする計画である等航空事業の発展と共に運行回数増加と、使用機の大規模化が図られること。

三 米軍基地内にあるため既にターミナル、ビル及びエプロン等は極めて狭小であるが拡張、施設等も出来ないこと。

四 防衛力の漸増から、米軍は漸減されているが、既に航空自衛隊第二航空団が移駐しているため、将来共、民間空港として全面使用は望めないこと。
等の各般の事情あり、北海道の空の玄関として支障おそれないので、これの改善は喫緊事である。

よつて、この際、こうした拘束から脱却し、而も、国際空港に遜色のない千歳空港をより高度に利用出来るよう、頭書の措置を進め、真の北海道空港とするよう整備されたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
大蔵大臣
運輸大臣
北海道開発庁長官
衆議院議長
参議院議長

各通（国会には請願書として提出する）

決議案第一号

(昭和32・10・16否決)

道財政再建に関する長期計画の樹立要望決議

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年十月十六日

提出者

議員 深山和男

同 松尾三良

同 山元ミヨ

同 林口謙二

同 川口常一

同 西野吉一

議長 荒 哲 夫 殿

道財政再建に関する長期計画の樹立要望決議

北海道議会は、知事に対し自動車取得税を廃止すると共に、適正なる財源確保の措置を講じ、その上にたつて道財政の長期健全化計画を樹立し、昭和三十三年第一回定例道議会に於て、本議案に提出することを要望する。

(理由)

われわれは、去る昭和二十七年年度の道財政赤字発生以来その健全化について機会ある毎に長期健全化計画の策定及び本議案に於てその提出を強く要望し続けて来たところである。

然るに知事は、長期見通しの因子が不明確なるの故をもつて言を左右にしてじんぜん日をむなうして今日に至つてゐるのである。

しかして、今期道議会に於て昭和三十三年度に於て道財政は収支の均衡を得る予定であるとの単年度計画を提出されたのであるが、翌年度以降に対する見通し等は全く示されていなければならず、更にこの計画の中には自動車取得税の如く本道の特殊事情を無視して産業の立地条件を劣悪化せしめ、ひいては総合開発に逆行するが如き因子が含まれてゐるものであつて真の道財政健全化とは認め難い。

仍つて、知事は、速やかに斯る悪税を撤廃するとともに道税徴収率の向上、地方交付税の増収確保等一連の適正なる財源確保の措置を講じ他面においては全

道民の福祉を中心とする歳入の合理化をはかり、以つて長期にわたる道財政再建計画を策定し昭和三十三年第一回定例道議会にこれを本議案に提出すること強く要望せんとするものである。

右決議する。

昭和三十三年十月十六日

北海道議会

決議案第二号

(昭和32・10・16否決)

北海道知事不信任決議

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年十月十六日

提出者

議員 中山信一郎

同 杉本栄一

同 西島順三

同 堀田毅

同 児玉白一

同 松尾三良

同 伊藤作一

同 山元ミヨ

同 林元謙二

同 宮津謙二

同 大久保和男

同 伊藤政弘

同 岩田留吉

同 岩田留吉

同 松平武一

同 佐久間貞一

同 川口常一

同 深山和男

同 麻里梯三

[illegible]

北海道議會は知事田中敏文君を信任しない。

(理由)

知事田中敏文君は、昭和二十二年以降実に十有一年の永きに亘り北海道知事の職にあり乍ら、この間何等業績の見るべきものがないばかりでなく道行財政運営に對する方途を全く誤り、道政を委靡沈滞せしめた責任は、けだし重大である。

然もその任期の後半に於ては与党の多数を頼みとして傲慢不遜となり違法不当と目される行政執行を強行し、議會を輕視すると共に道民の福祉をも阻害して來たのである。

殊に今期道議会に於て欠員中の監査委員連任に當つては本議會に於ける從來の好ましき慣例を無視してその第三選による任期四年間を与黨議員のみをもつて監査委員を独占し、最も公正を期すべき監査行政を專斷しようとしているの

である。

若し斯る暴挙を容認するならば地方自治法に規定せられた監査委員制度の趣旨を没却、危殆に導くばかりでなく道行財政の公正なる運営は期し難い。

右の如き暴政を強行せんとする知事は、道行政の最高責任者としての適格性を欠くものと認めざるを得ない。

依つて本議会は道政の公正なる運営と道民福祉の向上を確保するためその退陣を強く求め知事田中敏文君を信任しない。

右決議する。

昭和三十三年十月十六日

北海道議会

各派交涉会

○九月三十日 午後零時五十八分、各派交渉室において開議、午後二時

散会

① 第三回定例道議会の運営について協議、会期及び休会については配付の試案を各党に持ち返り検討の上協議することとして午後一時八分休憩、午後一時五十一分再開。

② 会期は九月三十日から十月十五日まで十六日間に決定、休会は十月一日から四日まで四日間、代表質疑の順位は協同、社会、自民の順に行うこととし、臨時会の質疑の順位は定例会に準じその都度別に決めることに決定、一般質疑の通告は代表質疑が終るまで提出することを了承した。

○十月五日 午前十一時十五分、各派交渉室において開議、午後二時散

会。

① 道下議員（協ク）の社会党所属変更の届出に伴う議席の変更を日程に追加することに決定。

② 佐々木議員（自民）より通告の「財団法人衛生公社の建築資金流用問題」についての緊急質問を日程に追加することに決定。

③ 追加提案の議案第四十七号及び第四十八号に対する知事の提案説明は省略し、日程第一に含めて質疑を行うことに決定。

④ 本日の代表質疑は、黒松議員（協ク）、中野（与）議員（社）の順序にて行うこととし、明七日は、知事が来日中のネール印度首相の招待パーティーに出席のため休会とすることに決した。

○十月九日 午前十一時二十二分、各派交渉室において開議、午前十一時二十六分散会。

本日の議事は、代表質疑を川口議員（自民）が行い、引き続き一般質疑を配付の順序にて行うこととした。

○十月十四日 午後二時四十分、各派交渉室において開議、午後七時四十七分散会。

① 本日の議事は、日程第一に常任委員の所属変更を行った後、日程第二に追加議案第四十九号ないし五十一号について知事より提案説明を聴取の後、質疑を省略して直ちに委員会付託を行うこととし、日程第一及び日程第二について議決を行い一旦休憩の後、人事関係の追加予定議案の取扱いを協議する。

② 人事関係の追加予定議案が提案されないので本日の議事はこの程度として散会することに決した。

○十月十五日 午後二時四十七分、各派交渉室において開議、午後七時三十四分散会。

① 議事日程の取扱いについて協議、取りあえず時間延長のみ行うこ

とに決し、午後二時四十八分休憩、午後八時三十二分再開。

② 予算特別委員会の審議が終了しておらないので直ちに予算特別委員会を開いてもらい同委員会の付託議案審査終了後、改めて日程について協議することとして午後五時十分休憩、午後七時二十九分再開。

③ 予算特別委員会の審議状況より会期を一日延長することに決定。

○十月十六日 午後零時十二分、各派交渉室において開議、午後九時七分散会。

① 議事日程の取扱いについて協議、午後零時十九分一旦休憩、午後二時十分再開。

② 日程第一は、議案第一号ないし第二十三号、第四十九号、第五十号及び報告第二号を一括議題とし、予算特別委員長の審査報告、日程第二は、予算に関連する議案を除くその他の議案付託議案第二十四号ないし第四十八号、第五十一号、報告第一号及び第二号について各常任委員長の審査報告。

③ 次に深山議員外五名提出の決議案第一号道財政再建に関する長期計画の樹立要望決議の取扱いについて協議の後、本件を日程第三とし、深山議員（自民）より、趣旨弁明を行い、村本議員（社）より反対、西野議員（自民）より賛成の討論の後、起立による採決を行うことに決定、議事の進め方については、本決議案に対する趣旨弁明を行って一旦休憩をすることとし、午後二時二十三分休憩、午後四時五十分再開。

④ 日程第四は意見案第一号ないし第四号について委員会付託及び趣旨弁明を省略の後議決、日程第五は追加議案第五十二号及び第五十三号について知事の提案説明の後委員会付託を省略して即決、日程第六は追加議案第五十四号について知事の提案説明の後、林議員（自民）より、質疑を行い、引き続き同議案の撤回要求の動議を議題と

し、伊藤(作)議員(自民)より、趣旨弁明を行い、二瓶議員(協ク)より反対、西島議員(自民)より賛成の討論の後、起立による採決を行うことに決定、ついで議案第五十四号について杉本議員(自民)より反対、笠井議員(社)より賛成の討論の後、起立による採決を行うこととした。

⑤ 次に日程第七請願、陳情審査の件は委員長報告を省略の後、委員会決定のとおり決定すること、また日程第八閉会中請願、陳情継続審査の件及び日程第九閉会中事務継続調査の件は委員会より申出のとおり閉会中、継続審査を付託することに決定。

⑥ 本会議は準備出来次第開くこととし、午後四時五十六分休憩、午後九時五分再開。

⑦ 中山議員(自民)外三十四名提出の決議案第二号北海道知事不信任決議の取扱いについて協議の後、本決議案を日程に追加し、中山議員(自民)より、趣旨弁明を行い、斎藤議員(社)より反対、高橋(源)議員(自民)より賛成の討論の後、起立による採決を行うことに決定。残余の日程については先刻協議のとおり取進めることとした。

常任委員会

総務委員会

○十月十四日 午前十一時五十分、第一委員室において開議、午後一時

三十分散会、委員長 斎藤正志(社)

付託案件の審査

① 議案第二十五号ないし第二十七号を一括議題とし、管財課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第三十三号、第三十四号及び第四十八号を一括議題とし、地方課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

③ 議案第三十五号ないし第三十七号を一括議題とし、人事課長より説明を聴取、小島委員(社)より、等級別の定員を定めているかどうかについて、山内委員(社)より、吏員定数の増加については異議はないが、その他の職員のうち資格があつても吏員に任用ができないということが生じないかどうか、また職員の定数増加に対する考え方について、松尾委員(自民)より、職員の新陳代謝の状況とその数、機構内における事務量の適正な配分と調査員、考査員の活用に対する考え方についてそれぞれ質疑、人事課長、総務部長より答弁があつて、異議なく原案可決に決定。

④ 議案第四十七号を議題とし、管財課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

⑤ 議案第三十八号ないし第四十一号を一括議題とし、人事課長より説明を聴取、小島委員(社)より、旅費の二等運賃二割削減に関する特例条例の廃止措置に対する考え方、給与条例改正に伴う等級格付、俸給表の適用範囲等に関する人事委員会規則の制定状況について質疑、人事課長より答弁があつて、異議なく原案可決に決定。

⑥ 議案第四十三号ないし第四十六号を一括議題とし、人事課長より説明を聴取、山内委員(社)より、百二十日以内で道職員に再就職した場合外地勤務期間が通算されるかどうか、また臨時職員に対する退職手当の支給について、高田委員(社)より、公職追放で中断された場合の期間の通算について質疑、人事課長より答弁があつて、異議なく原案可決に決定。

一般議事

① 第三回定例道議会に提出予定の追加案件について総務部長より説明を聴取、ついで北海道大学工学部精密工学科設置に関する意見書の提出について諮り、異議なくそのことに決定、総務委員全員が提出者となることとした。

② ついで大久保委員（自民）より、近く行われるという道の人事異動について、麻里副委員長（自民）より、先に水産部で人事異動の計画を部員に内示し総務部長がこの発令を取止めさせたという点に関する真実性について質疑、総務部長より答弁。

③ 請願第四百八十四号に関する標津村の町制施行の件については地方課の事務的調査資料の提出をまつて委員会を開きその取扱いを協議することとし、その委員会を本月末が十一月初旬に開くこととした。

④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

北見市西相ノ内（泉）三十二号線以西を留辺蘂町へ境界変更編入方について

北見市西相ノ内（泉）留辺蘂町編入期成会長

○十月三十一日 午後一時五十分、第三委員室において開議、午後三時四十五分散会、委員長 斎藤正志（社）

請願、陳情の審査

請願

第四八四号 標津村の町制施行の件

（保 留）

河野（社）堀（社）山内（社）各委員より、連担戸数の問題についてそれぞれ質疑、総務部次長、地方課長より答弁、請願第四百八十四号は現地調査の上決定することとし、麻里副委員長（自民）及び大久保（自民）堀（社）山内（社）各委員を十一月七日より十一日まで五日間派遣することに決した。

第四三五号 名寄市の一部を美深町編入方促進の件 （保 留）

第四三九号 名寄市字知恵文地区境界変更現状維持の件 （保 留）

第七四二号 弟子屈警察署標茶部長派出所庁舎新築の件

（採 択）

第七四三号 軍鶏闘鶏許可の件

（保 留）

第八五〇号 自動車の速度制限撤廃反対の件

（不採択）

第七九八号 寿都町能津登地区境界変更解決の件

（保 留）

第八二七号 寿都町能津登地区境界変更反対の件

（保 留）

第八〇八号 改良普及職員の給与改訂の件

（不採択）

第八三八号 十勝支庁管内九月水害による財政措置の件

（採 択）

一般議事

① 高田委員（社）より、札幌市の人口増加に伴う警察署の新設計画について質疑があり、道警本部長、同本部総務部長より答弁。

② 札幌医科大学及び同病院の視察について諮り、異議なくそのことに決定、明十一月一日午前十時三十分より視察することとした。

厚生委員会

○十月一日 午前十一時二十三分、第三委員室において開議、午後零時四十分散会、委員長 佐久間貞江（自民）

一般議事

① 北海道衛生会館運営問題について衛生部長より説明を聴取の後、宮本委員（協ク）より、建物の所有権は現在まだ衛生公社にあるの

かどうか、岩見沢の武田氏が建物を購入することになった経緯、今後における公社経営の問題等について、井口委員（社）より、一階及び五階の経営者は現在までなお立退き要求に応じていないのかどうかについて、中山委員（自民）より、道と衛生公社の関係及び公社は現在の窮状に陥るまで一度も対策について道に相談しなかったのかどうか、朝鮮動乱が招いた建設資材の値上りによる負債の有無、負債整理の見通し、経営態度の改善方等について、塚田副委員長（社）より、武田氏は現在会館に入っているかどうか、道から衛生公社に理事として一人も入っていない点等について、村本委員（社）より、衛生公社は現在事業を行っているかどうかについて、委員長より、武田氏との契約問題（塚田副委員長（社）中山委員（自民）より、関連して意見があり、）寄附金を出した町村とはいかなる話合をしているか、今後の経営母体として五階確保の点、衛生公社の動きについては今後もつと立入った調査をされたい旨等について質疑及び意見があり、衛生部長、保健予防課次長より答弁。

② 請願、陳情の審査については都合により次回に持ち越すことに決定。

○十月十四日 午後一時二十六分、第二委員会において開議、午後二時四十四分散会、委員長 佐久間貞江（自民）

付託案件の審査

議案第三十一号について保健予防課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

請願、陳情の審査

請願

第四〇八号 簡易水道事業に対し道費補助の件 （不採択）
第四一七号 刑務所出所者に対する道立施設の設置及び既施設強

陳情

- | | | |
|-------|---------------------------|--------|
| 第四四二号 | 瀬棚町立養老院設置に対し補助の件 | （採択） |
| 第四四七号 | 長期療養中の生活扶助及び受給者に対する夏期救護の件 | （不採択） |
| 第四七〇号 | 道立夕張療養所全館スチーム暖房設置の件 | （採択） |
| 第四八五号 | 市立函館病院に急性伝染病棟増築の件 | （継続審査） |
| 第四九六号 | 中共里婦人帰国促進及び救援措置の件 | （採択） |
| 第五〇〇号 | 鷺泊村に稚内保健所出張所設置の件 | （採択） |
| 第七一四号 | 美唄市に道営教護施設設置の件 | （継続審査） |
| 第七五八号 | 岩内保健所増改築工事施行の件 | （不採択） |
| 第七八一号 | 利尻島杵形に稚内保健所支所設置の件 | （不採択） |
| 第七九四号 | 旭川市に精神薄弱児施設設置の件 | （継続審査） |
| 第八一二号 | 民生委員活動費増額の件 | （継続審査） |
| 第八一三号 | 婦人厚生保護施設整備の件 | （採択） |
| 第八一四号 | 結核予防法及び精神衛生法の予算充実の件 | （採択） |
| 第八一六号 | 生活保護法による冬期薪炭費適正化の件 | （継続審査） |
| 第八一七号 | 樺太会館並びに学生寮建設に対し補助の件 | （採択） |
| 第八二五号 | 靖国神社奉賛会発足に関する件 | （継続審査） |
| 第八二八号 | 北海道整肢学院職員増員の件 | （継続審査） |
| 第八二九号 | 旭川市に精神薄弱児施設設置の件 | （継続審査） |
| 第八四四号 | 身体障害者福祉増進の件 | （継続審査） |
| 第八四五号 | 生活困窮者に暖房用石炭支給の件 | （継続審査） |

一般議事

- ① 医療薬事課長より、苫小牧市立病院において発生した注射液の使用違いによる患者の死亡事件について、社会課長より、第二次樺太引揚者の受入れ態勢についてそれぞれ報告を聴取の後、引揚者の舞鶴出迎えのための委員派遣については委員長一任に決定。

- ② 本日聴取した陳情は次のとおり。
整肢学院の職員増加方について

北海道整肢学院父兄会代表

○十月二十八日 午前十一時二十一分、第二委員室において開議、午後

零時四十七分散会、委員長 佐久間貞江（自民）

一般議事

- ① 総合開発調査特別委員会所管の未開地文化厚生事業推進に関する諸問題の現況について開発調査課長より説明を聴取、ついで塚田副委員長（社）より、総合開発調査特別委員会における文化厚生小委員会の今後のスケジュール、本問題に関連する衛生部関係予算の本省に対する要求状況及び今後の方針等について、委員長より、民生部関係においては本問題に入っていないのかどうかについて、村本委員（社）より、中央では本件のための立法措置を考えているかどうかについて、井口委員（社）より、本問題に対する委員会の今後の方針について質疑及び意見があり、開発調査課長、社会課長、医療薬事課長より答弁の後、当委員会としては総合開発委員会と足並みをそろえて中央折衝に努力することとした。

- ② 青少年育成総合施設に対するお年玉付年賀葉書の寄附金配分問題に関するその後の経過について社会課長より説明を聴取の後、本問題について再度上京折衝の必要がある場合の措置については委員長に一任することとした。

- ③ 井口委員（社）より、舞鶴引揚者出迎への経過について報告があ

った。

商工労働委員会

○十月一日 午前十一時十分、第三委員室において開議、午後二時四十分散会、委員長 大島三郎（自民）

一般議事

- ① 委員長より、北海道博覧会への出品勧誘について札幌市から協力方の申入れがあつた旨を述べた後、日程について協議、博覧会出品勧誘についての具体的な打合せは適当な期日に行うこととした。なお、委員長よりソ連館設置問題のその後の状況について質疑があり、商務課長より答弁。

次に、博覧会関係の予算内容について札幌市総務部長より説明を聴取、ついで委員長及び道下（社）伊藤（作）（自民）山本（自民）新川（社）各委員より、道財政当局の考え方、予想入場人員数、博覧会終了後における桑園会場の処置、入場料と税の関係、施設売却問題、人件費の問題等について質疑及び意見があり、札幌市総務部長、道商務課長より答弁、ついで卸売市場の建設場所について視察したい旨の発言があり、協議の結果委員会終了後に視察することに決定。

- ② 宮坂委員（自民）より、北日本航空株式会社の再建問題のその後の状況について報告。

- ③ 本日聴取した陳情は次のとおり。
米軍部隊撤退に伴う失業対策確立の件

全駐留軍労働組合北海道地区本部執行委員長

○十月八日 午前十一時二十分、第二委員室において開議、午前十一時

三十七分散会、委員長 大島三郎（自民）

一般議事

- ① 労政課長より労政課関係追加予算について、職業安定課長より職業安定課関係追加予算及び労働福祉事業団法について説明を聴取。
- ② 請願、陳情の審査については都合により次回に持越すことに決定。

○十月九日 午前十時五十分、第二委員室において開議、午前十一時五

十四分散会、委員長 大島三郎（自民）

一般議事

- ① 昨日に引き続き追加予算について説明を聴取することとし、商務課長より商務課関係予算について、工業課長より工業課関係予算について、道立工業試験場総務部長より道立工業試験場関係予算について、資源課長より資源課関係予算についてそれぞれ説明を聴取、ついで委員長及び西野（自民）橋本（清）（社）宮坂（自民）新川（社）各委員より、中小企業維持振興資金貸付金の配分に関連して信用組合への融資強化問題について質疑及び意見があり、商務課長より答弁、次に宮坂委員（自民）より、中小企業相談所補助金について、山本委員（自民）より、相談所を支庁に吸収する問題のその後の経過について、舟木委員（社）より、開放研究室の用途について、新川委員（社）より、道外博に対する経費について、道下委員（社）より、ハツカの試験設備について、西野（自民）橋本（清）（社）各委員より、北海道博に関連して来年行われる函館開港百年祭記念式に対する助成金の交付方について、それぞれ質疑意見及び要望があり、商務課長、工業試験場総務部長より答弁。
- ② 新川委員（社）より、駐留軍労務者の失業対策に関する意見書の作成及び意見書の草案は委員長に一任したい旨の意見があり、委員長より検討したい旨を述べた。

③ 次期委員会は十四日に開催することに決定。

○十月十四日 午前十一時、第三委員室において開議、午後零時三十五

分散会、委員長 大島三郎（自民）

付託案件の審査

- ① 議案第三十号について商務課長より説明の後、異議なく原案可決に決定。

- ② 報告第三号を議題とし、同号及び本日提案予定の夕張川総合開発事業のうち、二股及び川端えん堤の築造に伴う予算外義務負担及び契約の締結に関する件について資源課長より説明を聴取の後、伊藤（作）委員（自民）より、二股電源開発地域内における砂金鉱区に対する補償問題について質疑、資源課長より答弁があつて、報告第三号は異議なく認定議決に決定。

請願、陳情の審査

請願

- 第四六七号 米軍千歳基地人員整理に伴う職業対策の件
 - 第四七六号 米軍千歳基地労務者に対する職業安定対策の件
 - 第四七八号 米軍部隊撤退に伴う失業対策確立の件
- 以上三件について職業安定課長より説明を聴取の後、委員長及び宮坂（自民）新川（社）西野（自民）舟木（社）各委員並びに商務課長より、この取扱い方について意見の交換があつた後、特別委員会の設置と政府への意見書提出の二点を各党でそれぞれ協議することとし、三件ともこれを継続審査とすることに決定。

一般議事

- ① 北海道大博覧会第三次出品勧誘班の日程等について諮り、次の通り決定した。

東北地方 A班 新川委員（社）

十一月三日～十一月十一日

九日間

B班 森川副委員長(社)

十一月九日～十一月十七日 九日間

関東地方

A班 橋本(清)(社) 山本(自民) 各委員

十月二十日～十月二十七日 八日間

B班 委員長 十月二十七日～十一月三日 八日間

北信地方

A班 道下委員(社) 十一月二日～十一月十日 九日間

B班 宮坂委員(自民) 十一月九日～十一月十七日 九日間

東海地方

A班 鈴木委員(社) 十一月二日～十一月九日 八日間

B班 舟木委員(社) 十一月九日～十一月十五日 七日間

近畿地方

A班 伊藤(作)委員(自民) 十月二十日～十月二十七日 八日間

B班 西野委員(自民) 十月二十七日～十一月三日 八日間

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

北海道博覧会(小樽会場)に対する協力方について

小樽市助役

○十月十五日 午前十一時十七分、第二委員室において開議、午後零時

四十六分散会、委員長 大島三郎(自民)

付託案件の審査

議案第五十一号を議題とし、異議なく予算外義務負担については
原案可決、契約の締結については同意議決に決定。

請願、陳情の審査

請願

第四六六号 帯広公共職業補導所にブロック建築科増設の件 (採 択)

第四七四号 美唄市に道立職業補導所設置の件 (継続審査)

第四七五号 岩見沢公共職業安定所美唄出張所を美唄公共職業安
定所に昇格の件 (継続審査)

陳 情 第四七九号 函館海員会館新設に対し補助の件 (採 択)

第八〇九号 標茶町に労働会館設置の件 (継続審査)

第八一五号 職業補導施設の拡充強化の件 (採 択)

一般議事

① 昨日議題となつた駐留軍労務者に関する意見書については、これ
を作ることに決定、文案及び総務委員長への連絡については委員長
一任とした、なお、特別委員会の設置については更に検討を重ねる
こととした。

② 宮坂委員(自民)より、メーター制が実施されてから自動車料金が
三十多ないし五十多も高くなつたところがあるので当委員会の名
において陸運局に通減方を要望したい旨の動議を提出、賛成あつて
動議成立、ついでこれを議題とし、伊藤(作)(自民)新川(社)両
委員と商務課長、商務課次長の間で陸運局と知事との権限について
の関連性について意見の交換があり、午前十一時五十八分一旦休憩、
午後零時十分再開後、本問題については、料金の決定方法、メータ
ー制になる前の区間制の料金との違い、中都市のメーター制価格の
比較等について理事者に資料を作成してもらふこととした。

③ 貨物輸送の海送転移に関する助成金の問題について意見書を提出
することを諮り、異議なくそのことに決定、中央折衝のための派遣
委員及び日程等については委員長一任と決した。

④ 北日本航空株式会社の再建問題のその後の経過について商工部長
より報告を聴取。

⑤ 次期委員会は十一月二十日に開催することに決定した。

○十月十六日 午後零時五十分、第三委員室において開議、午後零時五

十五分散会、委員長事故のため、副委員長 森川清(社)

一般議事

千歳空港整備に関する意見書を提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、案文は委員長一任と決定。

農務委員会

○十月十日 午前十時二十五分、第三委員室において開議、午後三時十

六分散会、委員長 朝日 昇(協ク)

付託案件の審査

① 議案第二十四号について畜産課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第二十八号について農政課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

③ 報告第一号について農政課長より説明を聴取の後、異議なく承認議決に決定。

諺願、陳情の審査

陳 情

第六六〇号 とうもろこし一代雑種乾燥工場復旧の件

(審議未了)

第七八三号 道南地区に道立小家畜(種禽を含む)種畜分場設置の件
(継続審査)

第七九〇号 消費者米価値上げ反対に関する件 (審議未了)

第八〇三号 道産薄荷耕作振興に関する件 (採 択)

第八〇四号 函館市立種畜場を道立に移管の件 (継続審査)

第八〇五号 農産物価格安定資金借入に関する件 (採 択)

第八〇六号 乳牛経済検定事業推進の件 (採 択)

第八〇七号 農業改良相談所条例化の件 (採 択)

第八三六号 十勝支庁管内九月水害による罹災農家救済対策の件 (採 択)

農業試験場整備強化関係の請願第六十六号、第二百二十九号、第三百六十五号、第四百十九号、第四百二十二号、第四百七十七号、第四百八十一号、第四百八十九号及び陳情第六百四十五号、第六百五十四号、第六百六十一号の十一件に関しては道の整備拡充案がまだまとまらないので一括して継続審査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

一般議事

① 杉本委員(自民)より、ばれいしよ、でんぶん価格の決定及び昭和三十二年産米の検査等に関する中央折衝の経過について、黒松委員(協ク)より、釧路、十勝、網走各支庁管内の水害状況並びに作況調査についてそれぞれ報告書によつて報告。

② 委員長より、食糧事務所の検査問題に関しその後の経過及び対策について質疑があり、農政課長より答弁、ついで委員長より今後天候が好転すると雑穀等が集中的に出荷されるのでこの点を充分考慮の上対策を樹てられたい旨、橋本(正)委員(社)より、農民との間に感情的な問題が起きない様善処されたい旨の要望があり、農政課長より答弁。

③ 農業改良課長より、九月二十日現在の作物生育状況並びに水害による農作物の被害状況について、農政課長及び農政課次長より、水害等の救済事業対策に関し現在までの状況について説明を聴取の

後、橋本(正)(社)西島(自民)各委員より、被害状況に関する資料を早急に蒐集の上積極的対策樹立方について要望があり、農政課長より答弁。

④ 笠井副委員長(社)及び桶谷委員(自民)より、既存農協と開拓農協との競合問題について主管課より説明を聴取の上委員会としての判断を出したいとの意見があつた後、農地開拓部にも出席を求め休憩の上懇談の形で協議をすることについて諮り、異議なくそのことに決定。(午後二時三十二分より午後三時十五分まで休憩の上、協議の後、委員長より、両部の意見を統一の上適切な指導を願いたい旨を要請。)

⑤ 橋本(正)委員(社)より、農業試験場十勝支場の移転拡充問題に關しては早急に候補地を決定する必要があるので小委員会を設置の上調査協力してはどうかとの意見があつた後、候補地を選定の問題について委員長及び橋本(正)(社)西島(自民)樋谷(自民)各委員より意見があり、ついで笠井副委員長(社)より、移転後の支場についての構想及び畑作試験場設置に関する国の考え方について質疑、農業試験場長より答弁の後、笠井副委員長(社)及び橋本(正)(社)西島(自民)各委員の意見どおり移転候補地の現地調査を行うことについて諮り、異議なくそのことに決定、日程及び派遣委員等については後日決めることとした。

⑥ 本日聴取した陳情は次のとおり。

集約酪農地域建設事業の推進について

北海道農業協同組合中央会会長

○十月二十八日 午後一時四十分、第三委員室において開議、午後二時

五十八分散会、委員長 朝日 昇(協ク)

請願、陳情の審査

請 願

第四九三号 集約酪農地域建設事業推進の件 (採 択)
第四九四号 集約酪農地域建設事業推進措置の件 (採 択)
陳 情
第八四八号 受電自家用共同利用施設に対し適正電力料金設定の件 (採 択)

農業試験場整備強化関係の請願、陳情については道において策定中の整備拡充計画及び国立農業試験場畑作部設置問題との関連があるので一括保留とすることに決定、なお、笠井副委員長(社)より、整備拡充計画の提出に当つては以前当委員会で作成した再建整備五カ年計画との関連が明らかになるような資料を同時に提出願いたい旨の要望があつた。

一 般 議 事

① 福岡農務部長より新任の挨拶があつた。

② 本年の冷水害対策について協議することとし、災害状況並びに対策について、農業改良課長、農政課次長より説明を聴取の後、西島委員(自民)より、天災融資法適用の見通しについて、笠井副委員長より、局部災害の解釈、今回の災害と天災融資法の適用について中央の考え方、応急対策事項に対する実現の見通し、本道の作況指数は今後訂正されるかどうか等について、委員長より、豊頃、浦幌は災害救助法の適用を受けているかどうかについて、吉田委員(自民)より、対策が本格的に開始される時期について質疑があり、農務部長、農政課長、農業改良課長、農政課次長より答弁、ついで笠井副委員長(社)より、理事者に協力して中央折衝を行うことについて意見があり、これを諮つて異議なくそのことに決定、派遣委員は委員長及び吉田(自民)橋本(正)(社)各委員、日程は十一月三日より十日までの八日間と決した。

③ 委員長より、国立農業試験場畑作部設置問題の経過について質疑があり、農業改良課長、農業試験場副場長より答弁の後、本件に対

する当委員会の態度について委員長及び笠井副委員長より意見があった。

④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 冷水害等による道東地区の農業被害について対策方の件

釧路支庁長
更別村長

(2) 国立農業試験場畑作部を帯広市に設置協力方について
北見地区農業協同組合連合会専務
帯広市長

農地開拓委員会

○十月七日 午後二時二十分、第三委員室において開議、午後四時五十

分散会、委員長 宮北三七郎（社）

請願、陳情の審査

請願

第四一三号 開拓保健婦の道職員定数化の件（採 択）

第四三四号 千歳町所在買収土地返還の件（保 留）

第四五二号 石狩町花畔土地改良区塩害対策の件（採 択）

第四五三号 土地改良事業地元負担金特別措置の件（保 留）

第四六〇号 多度志村湯内、幌内開拓地区道路建設工事施行の件（採 択）

第四六一号 新得町トムラウシ地区チカベツ団地入植促進の件（採 択）

第四八〇号 雨竜村恵岱別開拓地不振対策の件（採 択）

陳 情

第七二四号 大樹町の農道新設及び団体営土地改良事業実施の件（採 択）

第七二五号 大樹町開拓不振地区の土地改良事業実施の件（採 択）

第七二九号 道有牝牛貸付制度継続実施の件（採 択）

第七三一号 厚岸町トライベツ開拓地冷水害救農対策の件（採 択）

第七三二号 開拓地営農確立予算復活実施の件（採 択）

第七三七号 石狩花畔土地改良区志美地区更正計画樹立の件（採 択）

第七四〇号 開拓適地として北見市所在道有林解放の件（保 留）

第七六〇号 江別市新野幌開拓地区の水道附帯工事に対して補助の件（採 択）

第七六一号 揚水機電力料金後払措置の件（採 択）

第七六二号 バイロット農家群設定指定の件（採 択）

第七七六号 開拓地上残存木処理対策の件（採 択）

第七七七号 宗谷支庁管内開拓地の附帯工事補助金道費上置の件（採 択）

第七七八号 釧路地方開拓地に乳牛導入の件（採 択）

第七八四号 林地を農耕地として開放の件（保 留）

第七八二号 浦河町上杵臼開拓農業協同組合の不正事件に対し善処の件（保 留）

第八三三号 浦河町上杵臼開拓農業協同組合の不正皆無に對し適正措置の件（保 留）

陳情第八百三十二号及び第八百三十三号の両件はいずれも不振地区調査の一環として調査の上次回道議会までに結論を出すこと

を諮り異議なくそのことに決定。

一般議事

① 坂下委員(社)より、元宗谷支庁拓殖課員の公金費消問題に關しその後の経過、枝幸開協関係補助金費消事実の有無、他支庁における同様事例の有無等について質疑があり、農地開拓部長より答弁の後、坂下委員(社)より、開拓問題は国とのつながりがあり又事務は複雑であるので特に嚴重な行政運営をなすよう要望があつた。

② 大石委員(社)より、猿払、美唄等における農協、開協間の争について、泉谷委員(自民) 津川委員(社)より、開協と農協の調整の問題について質疑があり、農地開拓部長、開拓経営課長より答弁、ついで委員長及び津川(社) 大石(社) 各委員より、開協が購販事業を行うことは問題を生ずるので充分検討する必要がある旨の意見があつた。

③ 岡林委員(社)より、開拓地酸性土壤矯正補助金について質疑があり、開拓経営課長より答弁、関連して委員長より、来年度は補助率等の引上げも要望したい旨、また本年は資金のあつせん方を知事に要請している旨を述べた。

○十月十五日 午後三時二十四分、第三委員室において開議、午後三時

五十分散会、委員長 宮北三七郎(社)

付託案件の審査

議案第二十九号について総務課次長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

請願、陳情の審査

請願第百七十号、第三百八号、第三百四十号、第三百五十三号、第四百三十四号、第四百五十三号、第四百八十七号、第四百九十号、第四百九十七号、第五百一号、第五百二号及び陳情第三百五十四号、

第六百十五号、第七百四十号、第七百八十四号、第八百三十二号、第八百三十三号、第八百三十七号はいずれも閉会中継続審査とすることに決定。

一般議事

① 上京折衝及び道内調査の期日及び派遣委員については委員長一任とすることに異議なく決定。

② 所管事務調査については閉会中継続調査に決定。

③ 農地開拓部長より、釧路地方における熊の出没対策について報告があつた後、堀田委員(自民)より、造林地開放問題に関する林野庁、農地局間の調整について質疑があり、農地開拓部長より答弁、ついで津川委員(社)より、土地改良問題等に対する会計検査院の検査状況について具体的資料をまとめてほしい旨の要望があつた。

水産委員会

○十月十四日 午後六時十五分、第三委員室において開議、午後六時二

十分散会、委員長 時田政次郎(社)

一般議事

請願、陳情の審査を行う予定であつたが、協議の結果都合により明日に持越すことに決定。

○十月十六日 午後四時二十分、第三委員室において開議、午後五時五

十七分散会、委員長 時田政次郎(社)

一般議事

① 漁業調整規則改正問題並びに三十二年度すけとうだら漁業許可方

針(案)について水産部長及び漁業調整課長より説明を聴取、暫時休憩の後、本問題に対する質疑に入り、井野委員(社)より、連合海区調整委員会における検討の際すけとう漁業に関する運用の点が問題とされたが規則自体については問題がなかったのか、また規則改正について水産庁の承認が遅れている理由及び改正の真意が関係漁民に理解されているかどうか、支庁長の管轄する漁場で雄冬たら漁場等は利尻、後志及び石狩のいずれの地先とも考えられることに関連して三支庁長の許可がなければ操業できないことになるが後志の入漁に対し石狩が反対したときはどうなるか、石狩湾をポケット地帯として存置することが今後この地帯の発展に及ぼす影響及び今後の指導方針、改正案に対する水産庁の考え方及びこれが拒否された場合の措置、支庁長管轄の漁場を行政的に線を引いて区分できるかどうか、本改正案に対する不当な政治的圧力の有無、漁業法第六十六條の法的解釈に対する見解及び民主的行政上からみた運用上の見解、支庁長委任は憲法で保障された地方自治法に基づく知事行政上の内政問題と思われるがこれが農林大臣承認との関係等について質疑があり、水産部長より答弁。

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

- (1) 水産物価格安定対策の促進について 北海道水産会代表
(2) 大成村上浦港及び上の国村小砂子港の工事促進について 大成村 長

③ 請願、陳情の審査については都合により次回に持越すことに決定。

○十月十七日 午前十一時三十一分、第二委員室において開議、午後六時六分散会、委員長 時田政次郎(社)

請願、陳情の審査

陳 情

第八三四号 北海道漁業調整規則一部改正反対の件 (不採択)

第八四六号 漁業調整規則の改正による大海域制実施促進の件 (採 択)

一 般 議 事

① 昨日に引き続き漁業調整規則改正問題を議題とし、水産部長より、昨日の井野委員(社)の質疑に対する答弁の続行があつた後、再び各委員の質疑に入り、まず井野委員(社)より、すけとうたら漁業等の許可に際しては雇傭船でも道内と道外の区分がなされるべきでないか、本案実施の場合漁船漁業の遅れている留萌、増毛等についての育成対策問題、五人組協同経営の実施に当つては現実と遊離しない様充分考慮する必要があるがこの点に対する部長の見解等について、松平委員(自民)より、規則改正案に対する水産庁の承認遅延の理由、五人組協同経営問題に対する水産庁の見解等について、川端副委員長(自民)より、支庁長許可の一部改正について関係単位海区調整委員会の意見を聴くべきであつたと思うがこれに対する見解及び今後の方針、調整規則第二十条五項の適用に対する見解等について、沖野委員(自民)より、連合海区調整委員会事務局長及び同事務局に囑託されている水産部職員の氏名、また地方行政については実情に即した法の運用が必要である旨、すけとうたら漁業に熱心な者とはいかなる者を指すか等について質疑及び意見があり、水産部長、漁業調整課長より答弁、午後零時五十分一旦休憩、午後二時二十五分再開の後、水産部長より沖野委員(自民)の質疑に対する答弁があり、ついで沖野委員(自民)より、調整規則改正についての連合海区調整委員会への諮問は法に基くものかどうか、また九月九日から十日にわたる連合海区調整委員会の議事録署名委員の氏名及びその後の会議録にも署名をとっているかどうか等について、岡田委員(社)より、漁業法第五條の活用に対する今後の方針、知事管轄海面については水産庁と緊密なる連絡が必要である点等について、川端副委員長(自民)より、道内漁場区域の限界が明確で

ない問題、漁場区域の変更計画については関連各海区調整委員会の意見を聴くべきである旨、西カムたら漁業の許可に関し釧路支庁長が公文書を内地県に出した問題等について質疑及び意見があり、水産部長より、答弁、午後三時二十分一旦休憩、午後五時二十五分再開の後、井野委員（社）より、すけとうたら漁業の許可方針については連合海区の答申を尊重して特別事態のない限り少くとも二カ年間は方針を変えないこと、日本海ます流網、にしん沖刺漁業等の許可対象五人組経営体の具体的運用に当つては経営上の諸問題を含めて漁業団体、金融機関、水産会等の意見を聴いてそれぞれ指導方針を確立することの二点に対する部長の見解について質疑があり、水産部長より答弁。

② 水産物価格安定対策については緊急事項として取扱うこととし、本件に関する中央折衝のための委員派遣について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員の選任、日程等については委員長一任に決定。（散会後、日程は十月二十一日より十月二十八日まで八日間、派遣委員は松平（自民）岡田（社）川瀬（協ク）各委員に決定。）

文教林務委員会

○十月十四日 午後一時三十四分、副議長室において開議、午後一時四十八分散会、委員長 中野定敏（社）

付託案件の審査

① 議案第三十二号を議題とし、教職員課長より説明を聴取の後、福島委員（自民）より、農業または水産実習に関する免許状を持つている校長に対し産業教育手当を支給する取扱いができないものかどうかについて質疑があり、答弁の後異議なく原案可決に決定。
② 議案第四十二号を議題とし、教職員課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

一般議事

① 請願、陳情の審査については、各案件を閉会中継続審査とすることに決定。

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

- (1) 町立北海道美深高等学校を道立に移管することについて 美 深 町 長
- (2) 町立北海道上川高等学校を道立に移管することについて 上 川 町 長
- (3) 北竜村美葉牛地区の国有、民有林を農耕地として開放方について 北 竜 村 長

○十月十七日 午前十時三十七分、第三委員室において開議、午後三時七分散会、委員長 中野定敏（社）

請願、陳情の審査

請 願

- 第四九二号 道立室蘭工業高等学校校舎改築等の件 （採 択）
- 第四六五号 幌加内村内朱まり内湖を道立公園に指定の件 （保 留）
- 第四八二号 ニセコ道立公園を国定公園に指定の件 （保 留）
- 第五〇〇号 網走南力丘高校の屋内体操場改築の件 （採 択）
- 陳 情
- 第四六二号 給与三本建是正に関する件 （不採 択）

第七九九号 小中学校職員の給与改訂の件 (不採択)

第八〇〇号 精神薄弱児教育振興の件 (採択)

第八〇一号 中学校教職員の定数に関する件 (採択)

第八〇二号 伊達高等学校女子寄宿舎再建の件 (保留)

第八三五号 栗山高等学校屋外運動場土地購入資金助成の件 (採択)

第八四七号 道立紡別高等学校の普通課程一学級増設の件 (保留)

第八五一号 上川高等学校を道立移管の件 (保留)

一般議事

① 大沢委員(自民)より、国有林の公売制度対策並びに教育施設関係国費予算折衝の経過について報告書により報告の後、林務部次長より、国有林の公売制度に関するその後の状況について説明を聴取、佐野委員(社)より、公売と特売の比率関係について質疑、林務部次長より答弁、ついで林政課長より、大沼、網走両道立公園の国定公園指定に関するその後の経過について、道有林課長より、道有林野林力増強計画及び同計画に基づく職員の適正配置並びに機構改革の内容についてそれぞれ説明を聴取、五藤委員(社)より、道有林野林力増強計画に基づく職員の適正配置要求資料中における定員外と定員内の相違について、二瓶委員(協ク)より、定員外の職員を定員に組み入れられないものかどうか、また福島委員(自民)より、緊急造林地の解放に対する見解及び今後における緊急造林の選定に対する考え方について、伊藤(弘)委員(自民)より、山を歩く公務員に地下資源の調査を依頼する方法について、佐野委員(社)より、道有林の指定業者で製材工場を持たないものの数及び過去六カ年間に道有林から市町村に対して利益金を配分した金額の資料を提出してほしい旨それぞれ質疑及び要望があり、林務部長、道有林課長、林政課長より答弁。

② 佐野委員(社)より、最近頻発の傾向にある教員と生徒の暴行事件に関する指導対策について、五藤委員(社)より、教員の勤務評定問題の現況について、二瓶委員(協ク)より、教員の暴行等事故を事前に防止する対策について、福島委員(自民)より、懲罰を受けた先生の将来に対する救済措置についてそれぞれ質疑、教育長、教職員課長より答弁、佐野委員(社)より、最近における教職員の非行事件に関する件数及び内容についての資料提出方要望があつた。

③ 次に施設課長より、義務教育施設国庫負担法による文教施設に対する補助率引上げに関する問題について、学校教育課長より、へき地教育振興法の改正による予算増額の問題についてそれぞれ説明を聴取の後、義務教育施設国庫負担法による文教施設に対する補助率引上げ及びへき地教育振興法の改正による予算獲得問題について先の大沼、網走両道立公園の国定公園指定並びに国有林の販売方針に関する公売制度の問題とあわせて適當の機会に中央折衝することについて諮り、異議なくそのことに決定した。

特別委員会

予算特別委員会

○十月九日 午後三時三十九分、第一委員室において開議、午後三時五

十六分散会、委員長 秋山孝太郎(協ク)

① 川瀬臨時委員長(協ク)より、委員長互選の方法について諮り、

各派の代表者をあげ休憩して協議することとし、暫時休憩、午後三時四十四分再開、高田委員（社）より、指名推選の方法により秋山委員（協ク）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 秋山委員長より、副委員長互選の方法について諮り、高田委員（社）より、指名推選の方法により松尾委員（自民）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、暫時休憩の後、午後三時五十分再開。

③ 次に委員会の議事運営につて諮り、質疑の方法は原則として一括質疑とし、発言の順位は一般質問の通告の形式による通告順によることとし、

④ 予算審査の日程は十日民生部、林務部、公安委員会、労働部、水産部各所管、十一日土木部、衛生部、農務部、商工部各所管、十二日農地開拓部、教育委員会、総務部各所管毎に審査を行うこととした。

○十月十日 午前十時二十三分、議場において開議、午後四時五十六分散会、委員長 秋山孝太郎（協ク）

① 委員の議席を着席のとおり指定の後、議案第一号ないし第二十三号及び報告第二号を一括議題に供し、川村委員（社）より、鹿の駆除対策について特に鹿による全道の農作物被害状況、法律による保護目的、被害防除対策、被害者に対する国の補償措置について、松尾委員（自民）より、(1)三十二年度冬山造材の金融対策特に金融引締めによるこれら業者に対する資金融通のあつた対策及び金融機関に対しいかに手を打ったかその経過と今後の見通し、三十三年度木材の需給調整と価格対策、(2)警察署庁舎特に派出所、駐在所の整備対策等について、大友委員（社）より、老人の福祉対策特に民間の老後施設と公立老後施設との経営一体化に対する考え方、公立老後施設

設の人員収容の状況、施設一カ所の経営規模及び所要経費等について、新川委員（社）より、(1)中国からの里帰り婦人の帰国問題に関する中央の動き及び配船の状況と乗船までの汽車賃支給に対する考え方、これら婦人に対する生活保護実施状況及び救済対策、(2)札幌市公安条例の今後の運営方針特に集会、集団行進等の許可方針、札幌市が同条例を廃止した場合道が新たにこれを作る意思があるかどうかについて、林委員（自民）より、森林の植伐均衡問題特に需要と供給の維持培養方策、道有林の林力増強に対する考え方、木材利用の集約化等について、沖野委員（自民）より、(1)第二次樺太引揚者の帰国問題特にその受入れ対策、本道関係者の数並びに領海侵犯抑留者の数、(2)三十一年度薪炭材の払下げ量及び三十二年度冬山造材の薪炭用原木の割当状況、(3)自然公園法の施行に関連して従来の公園法との主な改正点、網走、大沼両道立公園の国定公園昇格の見通し、利礼道立公園拡張の見通し、(4)警察庁舎の整備拡充方策特に稚内市における派出所増設に対する考え方及び機動力の充実強化策等についてそれぞれ質疑、民生部長、林務部長、道警本部長、林政課長より答弁があつて、民生部、林務部、公安委員会各所管に対する質疑を終結、午後零時二十九分休憩、午後一時四十七分再開。

② 次に労働部、建築部、水産部各所管に対する質疑に入り、まず川村委員（社）より、(1)道漁連の再建及び単協の育成強化問題に関連して漁業協同組合整備促進条例制定後における単協の立直り状況、道漁連の漁民に対する指導及びサービス等について道の指導状況、(2)漁業調整規則改正について告示が遅れている理由、(3)自衛隊が高射砲演習対象地として道南地方を調査していることに関連して演習による被害とその影響及び補償等について、杉本委員（自民）より、(1)道内におけるブロック需給状況及び寒地建築研究所のブロック製品による民業圧迫の有無、(2)道営住宅における建築検定の状況と露結湿気等に対する措置等について、大友委員（社）より、(1)寒地建

案研究所におけるブロック及び軽量骨材の研究状況、(2)駐留軍労務者の解雇に伴う失業対策の進捗状況及び地元町村の協力状況等についてそれぞれ質疑があり、水産部長、建築部長、職業安定課長より答弁。

③ 沖野委員（自民）より、凶漁地帯労務者の北方出稼促進問題について質疑があり、ついで水産部所管に対する質疑に入るに当り漁業調整規則の改正問題については水産試験場長より魚族資源状況及び海流状況等について説明を聴取の後行いたい旨の発言があり、この取扱について協議のため午後二時四十七分一旦休憩（休憩中各党より一名づつ代表を選出して協議）、午後三時十九分再開後、沖野委員（自民）の発言を了承し水産試験場長の出席を求めることに決定、次に水産部所管に対する質疑に入り、沖野委員（自民）より、(1)水産業協同組合育成強化対策協議会の活動範囲及び活動を要請する場合の手続き並びに協議会の開催回数、(2)災害資金のこげ付きのため本年度単協整備促進条例の適用を受けられない組合の有無、(3)西カム、北千島方面のたら延縄漁業の許可権に関する中央折衝の経過及び本漁業に関し釧路支庁長が内地関係府県に対し文書を送付した問題とこれが中央折衝に及ぼした影響、(4)北海道連合海区漁業調整委員会における専門委員の委嘱問題及び調整委員の代理は認められるかどうか、(5)樺太周辺においてにしん漁業は行われているかどうか、(6)漁船拿捕事件に関連して日・ソ間における海図の相違問題、(7)水産物の検査規格における量目以下のものが内地問屋において集積されこれが発見された場合の処置、(8)にしん沖さし操業における五人組共同経営を二ないし三人組経営に改組する意思の有無等について質疑、労働部長、水産部長、漁政課長、水産製品課長より答弁、水産部所管で沖野委員（自民）の知事、水産試験場長に対する質疑を保留した部分を除き、労働部、建築部、水産部各所管の質疑を終結、明日は午前十時より日程通り土木部、衛生部、農務部、商工部

各所管に対する質疑を行うこととした。

○十月十一日 午前十時二十四分、議場において開議、午後四時五十二

分散会、委員長 秋山孝太郎（協ク）

① 土木部、衛生部各所管に対する質疑に入り、林委員（自民）より、

(1)衛生会館問題に関し衛生公社の補助金流用は道の承認の下に行われたものかどうか及び承認なしの流用ならば道は返還命令を出したかどうか、衛生会館建設当時における各階の所属区分状況、公社が今日の窮状に陥いるまでに如何なる措置をとってきたか、北斗会館の会計と衛生公社の関係、衛生公社の再建方策に対する道の見解及び今後の事業計画等に対する指導の問題に関連して五階の利用計画及び公社の過去、現在、将来における職員構成等について、新川委員（社）より、(1)精神衛生問題に関し潜在を含む精神病患者数、浮浪者等を強制収用する場合の取扱、精神病院は公営の病院とすべきではないか、また道内の公営機関と民営機関における床数比率、(2)衛生部所管出先機関の出納事務について再々監査指摘される理由及びこれが研修の問題等について、松尾委員（自民）より、(1)道路網の整備特に道道の整備計画に対する部長の見解と明年度の事業計画、(2)石狩川の水質浄化問題に対するその後の経過等について、沖野委員（自民）より、(1)昭和三十二年度港湾関係工事の進捗状況、(2)監査指摘された土木機械工作所の機能發揮の点に対する今後の方針、(3)米年度特殊河川指定について要求状況、(4)河川課、港湾課及び道路課所管における国庫返納金の内容と返還理由、(5)港湾修築用小型浚渫船建造問題のその後の経過、(6)監査指摘された薬用植物栽培試験場廃止に伴う耕馬処分問題に関し耕馬の買入価格、払下げ評価額及び算定基礎、払下げについて如何なる周知方法をとったか、また監査指摘に対する見解、(7)石狩川河川水質調査費計上の目的及び理由、(8)医務薬事課所管国庫返納金の内容及び返還理由等につい

て、深山委員（自民）より、(1)血液銀行における土曜日、日曜日の勤務状況及び血液の需給状況と今後の対策、(2)流行性感冒に対する道の予防対策等についてそれぞれ質疑、衛生部長、土木部長より答弁があつて、土木部、衛生部各所管の質疑を終結、午後零時五十分休憩、午後二時十二分再開。

② 次に農務部、商工部各所管に対する質疑に入り、杉本委員（自民）より、水稻の品種改良について特に松村品種に対する見解、松村氏が品種の交換を行つて育種発展に努めたいという申し入れに対する具体的受入れ方について、匠田委員（社）より、夕張川二股及び川端えん堤の築造に伴う事業費負担区分の折衝に関連してその契約の内容と同事業計画について、川口委員（自民）より、(1)中小企業維持振興資金貸付に関連して末端中小業者に対する金利引下げと低利資金貸付に対する考え方、信用保証協会の零細業者に対する資金のあつ旋措置、(2)近代工業の開発問題特に低品位炭、坑内ガス、天然ガス利用によるガス化学工業企業化実現の見通し、(3)東南アジア諸国に対する貿易振興策特に技術協力の具体的方法、医学留学生の受入れ計画、香港における中国見本市への参加と出品の状況、ソ連に対する貿易振興策、香港市場において巻き起つた業界の動き等について、松尾委員（自民）より、ビート糖業振興に対する所見、ビートの品種改良試験の成果、低位地帯における酪農技術指導対策と酪農普及員増員の問題等について、山元委員（自民）より、(1)本年度の農家負債返還の状況と負債整理の見通し、(2)貿易振興審議会の合理的運営に対する考え方、構成メンバーの選出方法、魚菜卸売市場条例違反に対する指導対策等について、沖野委員（自民）より、(1)元渡島支庁商工係長の退職理由、(2)なまこの販路拡張対策、八月中に東南アジアに輸出された品目、数量、金額、(3)中小企業設備合理化促進条例による機械購入資金貸出し状況と現在までの支庁、市別、業種別件数及び金額、(4)北日本航空株式会社の現況、(5)国有貸付牛の受入

れ体制の現況、(6)石狩川汚濁水に関する調査費に関連して各部が共同して行うことに対する考え方、(7)トレンチャイロの普及方法、(8)衛生会館建築資金流用の問題に関連して北販連が北斗会館に資金を融通した理由について、杉委員（自民）より、中小企業維持振興資金の貸付に関連して金利引下げの具体的方法、信用組合、信用金庫等の中小企業専門金融機関に対する同資金の配分割合及び資金源の拡大措置等についてそれぞれ質疑、農務部長、商工部長、農政課長、農業改良課長、畜産課長、商務課長、工業課長、資源課長より答弁があつて、商工部所管で川口委員（自民）の知事に対する質疑を保留した部分を除き、農務部、商工部各所管の質疑を終結した。

○十月十二日 午前十時二十四分、議場において開議、午後七時三十二

分散会、委員長 秋山孝太郎（協ク）

① 農地開拓部、教育委員会各所管に対する質疑に入り、新川委員（社）より、(1)自衛隊の演習による恵庭町島松演習場周辺開拓地の被害問題に関し本年四月以降とつた具体的防災対策、今後の方針特に来年四月の融雪期対策に関連して弾丸道路の改修工事問題、防災及び被害補償等についての中央折衝状況、(2)月寒種羊場返還問題の内容及び経過、(3)町立中頓別高校生の自衛隊一日入隊問題の経過及びこれに対する教育長の見解並びに今後の措置方針等について、沖野委員（自民）より、(1)利尻仙法志開拓地のその後の調査経過、(2)ハンガリー避難民の本道入植受入れについてはどの地域を予定しているか、(3)営農資金（災害資金）の予算措置状況、(4)某高等学校の馬の払下げ方法が適正でないとの監査指摘されたがこれに対する見解、(5)俱知安農業高等学校の敷地問題のその後の経過、(6)道教委の予算の一部を市町村及びPT会が負担している事実の有無及びこれに対する見解、(7)洞爺道立教員保養所における解剖ぬい針残置致死事件の内容、(8)七飯町峠下小学校において惹起された教員の生徒暴行事件の内容

及びこれに対する見解等について、川村委員（社）より、シャージ牛導入地区に対して国有貸付牛を割当てない理由及びこの点について今後善処する考えはないかどうかについて、林委員（自民）より、(1) 静内御園小学校における君が代斉唱問題に関連して式典等に際しての国歌斉唱に対する教育長の見解、(2) 学校教職員、組合の争議行為の限界線に対する教育長の見解及び予定される秋季闘争に対して事前対策をとるつもりはないかどうか等について、山元委員（自民）より、(1) 教育研究所に關しその役割、地位、来年度以降の研究課題、指定統計外のものを調査統一せしめるつもりはないかどうか、また研究所諸費の予算措置問題、研究所関係予算が減少傾向にあることに關連してこれが増額措置問題、(2) 宗谷支庁における開墾補助金がい帯事件に關しその責任の所在に対する部長の見解と被害農民に対する今後の措置方針等についてそれぞれ質疑、農地開拓部長、教育長、開拓経営課長、学校教育課長、財務課長、保健体育課長、施設課長、教職員課長より答弁があつて、農地開拓部、教育委員会各所管の質疑を終結、午後零時四十分休憩、午後三時七分再開。

② 総務部所管並びに水産部、商工部所管において保留されている部分に対する質疑に入り、西野委員（自民）より、道立血液銀行のあり方特に独立採算による赤字防止の具体的対策、民間における血液銀行との統合一元化に対する考え方、民間が行っている与血返血に対する考え方等について、林委員（自民）より、(1) 庁内放送の利用適正化に關連して利用する場合の放送内容及び利用方法に対する取扱制限、(2) 明年度以降における道財政収支の見通し及び自動車取得税撤廃の意思の有無について、沖野委員（自民）より、(1) 季節別にしんの種類及び明年度の接岸状況と潮流異変の関係、すけとうのオホーツク、日本海における種類別資源量及び各海域におけるすけとうの種類、最近におけるいか凶漁の原因及び潮流との関係、本年におけるさんま漁業不振の原因、日本海、オホーツク海におけるほつ

けの種類及び凶漁の原因と潮流の関係、網走、オホーツク海域における毛ガニ減少の原因、宗谷海域におけるほたて貝減少の原因及び紋別地区におけるほたて貝のなかに巢喰う虫の駆除対策、(2) 北洋海域におけるたら延縄漁業の許可権限に關連して釧路支庁長が内地関係府県に対し同漁業許可の取扱について送付した文書が関係都府県を刺激し、中央の行政措置が遅れている問題について、にしん沖さし網操業における五人組共同経営を二ないし三人組経営に改組する考え方等について、川口委員（自民）より、(1) 教育委員会に対する支出命令権及び財産取得権限の委任問題、(2) 近代工業の開発特に天然ガス、坑内ガス等の利用構想に關連して都市に対する供給方法、パイプライン計画実現の見通し、ガス化学工業企業化の見通し、低品位炭のフィニヤ方式による合成繊維工業企業化の構想と見通し、これら先の見通し得ない工業試験費の計上と地方財政との関係、(3) 東南アジア貿易振興対策特に技術協力の具体的方法、貿易振興の構想、東南アジア視察が香港市場に及ぼした影響とその具体的事実、(4) 財政問題特に特別交付税の今後の伸び及び明年度以降の財政の見通しと計画樹立に対する考え方等について、深山委員（自民）より、人口増加に伴う道議会議員の定数増加変更の問題及び次回三十四年度の道議会議員の選挙区設置に關連して町村合併による新市の選挙区に対する取扱方針等についてそれぞれ質疑があり、知事、総務部長、衛生部長、道立水産試験場長より答弁があつて、総務部、水産部、商工部各所管に対する質疑を終結、以上をもつて付託案件に対する質疑を全部終了することに決定して、午後七時三十分休憩、午後七時三十一分再開、付託案件について、更に検討するため各党代表者をあげて意見調整をすることとした。

○十月十四日 午後五時四十五分、議場において開議、午後五時四十六分散会、委員長 秋山孝太郎（協ク）

委員長より、追加議案第四十九号及び第五十号に対する質疑の有無について諮り、質疑なく、更に意見調整を行い、明日午後一時開議することとした。

○十月十六日 午前十一時、議場において開議、午前十一時二十五分散会、委員長 秋山孝太郎（協ク）

① 川瀬委員（協ク）より、各党代表者会議における意見調整の結果について報告があり、ついで議案第一号ないし第二十三号、第四十九号、第五十号及び報告第二号を一括議題とし、異議なく議案第一号ないし第二十三号、第四十九号、第五十号は原案のとおり可決、報告第二号は承認議決とすることに決定。

② 次に委員長報告の文案については委員長一任とすることとし、委員長より、付託案件に対する審査終了の挨拶を述べた。

総合開発調査特別委員会

○十月十六日 午後零時七分、第一委員室において開議、午後零時四十分五分散会、委員長 岩田留吉（自民）

① 児玉委員（自民）より、第二次五カ年計画の閣議決定及び寒地農業確立対策に関する中央折衝の経過について報告があり、委員長より、同報告に対する詳細な対策の樹立方法について質疑、児玉委員（自民）より、小委員会を開いて事務当局とも相談の上決めたい旨、また寒冷地農業振興対策室で作成した計画以上の計画を作つて行くようにしたい旨を述べた。

② 次に委員長より、寒地農業確立対策については特殊気象地帯農業

確立小委員会において検討願うこととし、未開発地文化厚生事業促進の問題については開発審議会において政府に建議を行い所管大臣に答申するとともに政治的な動きに入りつつある旨の状況について説明の後、具体的予算の獲得については各常任委員会において政治折衝を行つてもらうよう各常任委員長に文書をもつて申し入れてあり本委員会としては特別立法制定の促進方についてなお折衝を継続していく旨、また青函トンネル建設促進期成会設立その後の動きについて説明の後、本委員会としての今後の運動方法については次回において相談する旨を述べた。

○十月二十九日 午前十時四十五分、第一委員室において開議、午後一時五十分散会、委員長 岩田留吉（自民）

開議前、旭川市長より旭川総合開発計画について、士別市長より天塩川総合開発計画の促進についてそれぞれ陳情を聴取、ついで委員長より、道総合開発第二次五カ年計画の閣議提出の時期について質疑があり、企画本部長より答弁、委員長より、第二次五カ年計画閣議決定の問題については開発庁に対して積極的に押し進めるよう折衝して行きたい旨、また青函トンネル建設の問題については、大蔵省が必ずしも了承していないのもつと運動を行つて認識させる必要がある旨、未開発地の文化厚生事業促進の問題は個々の予算については関係常任委員会にまかせ、特別立法制定の促進については本委員会が主軸となつて運動して行きたい旨を述べた。

小委員会

○十月十六日 午後零時五十五分、第二委員室において特殊気象地帯農業確立小委員会を開議、午後一時十分散会、小委員長 児玉由一（自民）

小委員長より、農林省寒冷地農業振興対策室で立案した北海道寒地農業振興計画の説明聴取は十月三十日に本小委員会を開いて行う旨を述べ、二瓶委員（協ク）より、道が要望する資料は農林省の案を上廻る資料を作成してほしい旨の要望があり、農政課長より説明があつた後、小委員長より、本小委員会は農林省の寒冷地農業振興対策室が金融公庫、大蔵省と折衝を行つているのでその推移をみながら立法手段を講ずるようにしたい旨を述べた。

○十月三十日

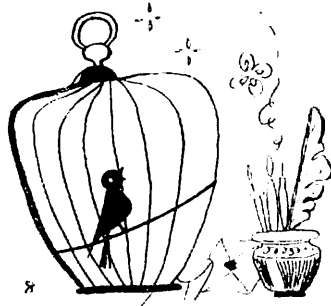
午後一時二十分、各派交渉室において特殊気象地帯農業確立対策小委員会を開議、午後五時三十五分散会、小委

員長 児玉由一（自民）

① 農林省寒冷地農業対策室長より、寒冷地農業振興計画、北海道地帯別営農類型基準及び北海道農業地域区分第一次試案による地区別集計結果要約の内容について説明を聴取、ついで笠井委員（社）より、金融の枠及び計画の予算措置は、七万戸を対象にしているが将来も継続して行くものか、また対象戸数は営農類型にあてはまるように指示して資金を与えるのかどうかについて、小委員長よりこの計画に開拓関係は入つているかどうかについて質疑、室長より説明があつた後、小委員長より、農協、町村を対象にして融資する場合は当然に査定されることになり計画倒れになる心配もあるが結局は資金の流れ方が大事であり、融通を受けても逆に固定化した負債になる要素があるのでこの点考えてほしい旨、また営農類型を決めた線で実施するものに対しては資金の裏付が必要であるが営農類型ができたらず指導を強化する方針を確立することが必要である旨を要望した。

② 次に小委員長より、室長の計画には開拓が入っていないので別にこれを策定して、二本建でいつてよいものか、あるいは室長の計画に開拓関係を入れて一本にして進んだ方がよいものかという点、ま

た作物的にはてん菜には特別立法があるが、これと寒地農業確立特別立法との関連においてどのように具体的にに入れて表現していくかという点、更に負債整理について農林省は特別立法をしようとする意思が今のところないという点にそれぞれ問題がある旨を述べ、笠井委員（社）より、室長案と道案の問題点をどう考えているかについて質疑があり、小委員長より応答があつた。





全国都道府県議会議長会

○十月三日 東京都議会第四委員会室において常任幹事会、地方制度調査委員会正副委員長、会館特別委員会委員長合同会議を開催、午後開会の臨時会の運営について協議、まず府県制度改革に関する対策について友末次城県知事より知事会の態度は地方案絶対反対、統合案は条件付で納得するの意向である旨の説明があり、ついで議長会としては既に決定した方針を堅持することを再確認の上内容について検討の結果、地方制案には絶対反対、府県統合案には条件付でその趣旨には反対しないとの意見に一致、臨時会前に地方制度調査委員会を開き臨時会に報告する文案について検討することとした。次いで臨時会に提案の議案について協議した。

○十月三日 東京都議会第四委員会室において第三十九回地方制度調査委員会を開催、全議長より国の地方制度調査会起草委員会で作成した府県制度改革に関する二つの案（地方制案、府県統合案）の要点について説明、ついで各委員間においてこれらの案に対する意見交換の結果委員長の下に本会の既定意見を基調とした二つの案に対する意見

試案（地方制案絶対反対、府県統合案は府県の適正規模化について適当なる民主的調査機関を設け、具体案について関係者間において充分なる検討を遂げ自主的に決定すべきであり、右の条件を付けその趣旨に反対しない）を作成、検討した結果全員異議なく右試案を委員会の意見として臨時会に報告することとした。

○十月三日 東京都議会議場において臨時会を開催、まず広島県議長より会館特別委員会の経過について報告が行われ、知事会が建設計画中の新都道府県会館に対する本会の使用申込みについて委員長報告どおり決定、次いで協議に入り府県制度改革に関する対策について鹿児島県議長よりこの件に対する地方制度調査委員会の決定意見の報告があり、この意見を本会の意見とすることに決定、なおこの意見に関係方面に提出して理解、協力を要請することとした。次に左の事項を協議した。

- 一 地方交付税率引上げに関する決議について
- 一 本会規則の一部改正について
- 一 本会地方制度調査委員会規約の一部改正について

九都道府県議会議長会

○十月十五、六の両日 兵庫県において開催、まず地元兵庫県議長挨拶の後、議事に入り、前回会議決定事項の処理について北海道副議長から報告、ついで次の事項を協議、関係方面に強く要望することとした、

- 一 駐留軍、特需産業関係離職者対策について
- 一 民生事業関係事務の五大市に移譲反対について
- 一 母子福祉資金貸付事務職員の国庫補助化並びに事務費の増額につ

いて

- 一 公営住宅の建設に要する地方負担金の全額起債承認について
- 一 結核健康診断、予防接種費用の国庫補助率引上げについて
- 一 政府関係金融機関資金枠の増額について

北海道東北六県議会議事務局長会

○十月十六日 青森県において開催、十七、八の両日開催される議長会議の議案、運営並びに最近の議会運営の諸問題について協議した。

北海道東北六県議会議長会

○十月十七、八の両日 青森県において開催、まず前回会議決定事項の処理について岩手県議長より、全議定例会開催費の決算について北海道議長よりそれぞれ報告があり、次いで次の事項を協議関係方面に要望することに決定した。

- 一 地方交付税の基礎となる基準財政需要額に林野行政費の因子に木炭県営検査費を含めることについて
- 一 公立義務教育施設費（敷地買収費を含む）半額国庫負担制度確立のための恒久法制定について
- 一 中小企業金融の円滑化を図るため速急に政府資金の長期予託と増額について
- 一 農業協同組合整備特別措置による整備計画をたてんとする農業協

同組合に対する指定日の指定期限延長について

- 一 国保直営診療所の経費助成方について
- 一 東北開発事業に文教政策を織込むことについて
- 一 地方交付税率引上げに関する国会の附帯決議実行方要望について
- 一 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行に伴う経費の国庫負担要望について
- 一 東北開発促進法第十二条第二項に規定する重要事業に森林開発上必要な林道項目の追加要望について
- 一 国有林野開放について
- 一 漁港整備事業の促進要望について
- 一 治水事業の早期完全実施について
- 一 積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法による事業の補助率引上げについて
- 一 積雪寒冷単作地帯土地改良事業の事業費増額及び補助率引上げ並びに採択基準面積の引下げに関する要望について
- 一 昭和三十三年度東北開発促進計画の作成に関する要望について
- 一 東北開発局設置要望について



第二十七臨時国会の展望

第二十七臨時国会は十一月一日召集され、会期を二日間延長して十四日閉会した。

この国会の中心議題は前国会から継続審議となっていた中小企業団体組織法関係三法案と、中小企業年末融資のための補正予算にあつた。

このように問題が限定されていたため与野党のはげしい激突はみられなかつたが、問題の団体法は、自社共同修正案であつたたにもかかわらず、参院で社会党の強い反対に会い、審議は難航したが、再三の自社首脳会談で、会期を二日延長して衆院送付案どおり可決され、結局政府提出の予算、条約、法律は全部成立、前国会から継続審査のものでは中小企業団体法案が成立、あとはほとんど次会へ持越された。議員提出の法案では国会議員の歳費に関するものなど二件が成立、外国通商使節団の入国等を便利にするための外国人登録法の一部改正及び教員の勤務評定阻止をねらつた教育公務員特例法改正案などが審議未了となつた。

条約及び法律案等の審議結果は次のとおり。

一 承認された条約

条約 番号	件	名	承認 参議院 参議院
一	通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件	一一、九一一、一三	

二 承認 案

1 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めるの件（承認第一号）

三 予算 案（三件）

- 1 昭和三十三年度一般会計予算補正（第一号）
- 2 昭和三十三年度特別会計予算補正（特第三号）
- 3 昭和三十三年度政府関係機関予算補正（機第三号）

四 決議 案

審議未了となつたもの

- 1 九州地方開発に關する決議案（小沢佐重喜ほか九十二名提出）（第一号）

五 法律 案

提出区分	法律案数	成立	継続審査	審査未了
内閣	五（二〇）	五（一）	〇（一六）	〇（一）
衆議院議員	一三（三五）	二（一）	七（三四）	三（〇）
参議院議員	二（一六）	一	〇（一五）	二（一）
計	二〇（二一）	七（二）	七（六五）	五（二）

備考 カッコ内の数字は前国会よりの継続法律案数

内閣提出の部

提出 番号	法 律 案 名	成立月日	公 布 月 日	法律番号
一	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律	一一、一四	一一、一八	一八二
二	在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律	一一、一一	一一、一六	一七九
三	租税特別措置法等の一部を改正する法律	一一、一三	一一、一八	一八三
四	設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律	一一、一三	一一、一八	一八四
五	郵便貯金法の一部を改正する法律	一一、一一	一一、一四	一七八

衆議院議員提出の部

提出 番号	法 律 案 名	成立月日	公布月日	法律番号
七	国会議員の歳費、旅費および手当等に関する法律の一部を改正する法律	一一、一四	一一、一八	一八〇
八	国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律	一一、一四	一一、一八	一八一

第二十六通常国会提出継続法律案

内閣提出の部

提出 番号	法 律 案 名	成立月日	公 布 月 日	法律番号
一三〇	中小企業団体の組織に関する法律	一一、一四	一一、二五	一八五
一五二	中小企業団体組織に関する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律	一一、一四	一一、二五	一八七

衆議院議員提出の部

提出 番号	法 律 案 名	成立月日	公 布 月 日	法律番号
一二六	中小企業協同組合法の一部を改正する法律案	一一、一四	一一、二五	一八六

継続審査となつた法律案

内閣提出の部

提出 番号	法 律 案 名
一五七	大蔵省設置法の一部を改正する法律案
一五八	財政法の一部を改正する法律案
一五九	国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案
一六二	国家公務員法の一部を改正する法律案
一六六	内政省設置法案
一六七	経済企画庁設置法の一部を改正する法律案
一六八	北海道開発庁設置法案
一六九	会計法の一部を改正する法律案
一七〇	内政省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
一七二	北海道開発庁設置法施行法案

八九	裁判所法等の一部を改正する法律案
一五〇	預金保障基金法案
一五一	金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法律案
一五五	防衛庁設置法の一部を改正する法律案
一五七	小売商業特別措置法案
一三〇	接收貴金属等の処理に関する法律案

衆議院議員提出の部

提出 番号	法 律 案 名
二	駐留軍離職者等臨時措置法案（石橋政嗣ほか二十三名）
三	昭和三十三年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案（平岡忠次郎ほか十三名）
四	公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案（八木一男ほか十五名）
五	地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案（八木一男ほか十五名）
六	国または地方公共団体が失業対策事業のため雇用した職員に対する期末手当に関する法律案（八木一男ほか十五名）
一〇	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（稲富稜人ほか十四名）
一	寄附募集の規制に関する法律案（北山愛郎ほか十名）
四	日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案（八木一男ほか十二名）

八	国立および公立の義務教育諸学校の児童および生徒の災害補償に関する法律案（山崎始男ほか六名）
一七	外資に関する法律の一部を改正する法律案（春日一幸ほか十二名）
一八	銀行法の一部を改正する法律案（春日一幸ほか十二名）
二一	政治資金規正法の一部を改正する法律案（中村高一ほか三名）
五八	労働者福祉施設資金の運用に関する法律案（岡良一ほか十三名）
六六	衛生検査技師法案（福田昌子ほか一名）
七〇	母子年金法案（長谷川保ほか十六名）
四八	昭和二十九年までの災害に係る農林水産業施設の災害復旧事業の実施についての善後措置に関する法律案（稲富稜人ほか三十四名）
五四	北海道に在勤する者に支給される石炭手当等に対する所得税の特例に関する法律案（横路節雄ほか九名）
三	最低賃金法案（和田博雄ほか十六名）
四	家内労働法案（和田博雄ほか十六名）
五	中小企業の産業分野の確保に関する法律案（水谷長三郎ほか二十三名）
六	商業調整法案（水谷長三郎ほか二十三名）
一一	物品税法を廃止する法律案（春日一幸ほか十二名）
一二	酒税法の一部を改正する法律案（平岡忠次郎ほか十二名）
一五	盗悪裁判手続法案（鈴木茂三郎ほか四名）

一六	裁判所法の一部を改正する法律案（鈴木茂三郎ほか十四名）
一八	市町村立学校職員給与負担法および地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部を改正する法律案（平田ヒデほか二名）
二二	公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案（桜井進夫ほか三名）
二三	憲法調査会法を廃止する法律案（浅沼稲次郎ほか七名）
二七	刑法の一部を改正する法律案（鈴木茂三郎ほか十二名）
三〇	中小企業に対する官公需の確保に関する法律案（水谷長三郎ほか十三名）
三一	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（水谷長三郎ほか十三名）
三二	百貨店法の一部を改正する法律案（水谷長三郎ほか十三名）
三四	たばこ耕作組合法案（竹山祐太郎ほか三十五名）
三五	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（石田宥金ほか四名）
三八	港湾運送事業法の一部を改正する法律案（山口丈太郎ほか十四名）
四一	病理細菌検査技師法案（八田真義ほか二十二名）
四三	角膜移植に関する法律案（中山マサほか三十九名）
四六	租税特別措置法の一部を改正する法律案（平岡忠次郎ほか十三名）
四七	原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（岡良一ほか八名）
四八	地区衛生組織の育成に関する法律案（加藤銀五郎ほか二十二名）

参議院議員提出の部	
二〇	入場税法の一部を改正する法律案（衆院大蔵委員長）
提出番号	法 律 案 名
九	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（山下義信）
二二	建設業法の一部を改正する法律案（小沢久太郎ほか一名）
二六	幼児誘拐等処罰法案（中山福蔵）
三	刑法等の一部を改正する法律案（亀田得治ほか二名）
一一	労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（山下美信ほか一名）
一三	慰老年金法案（竹中勝男ほか二名）
二	恩赦法の一部を改正する法律案（高瀬莊太郎ほか四名）
五	公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案（千葉信ほか十名）
七	電波法の一部を改正する法律案（新谷寅三郎ほか五名）
八	郵政事業職員等共済組合法案（横川正市ほか十四名）
一〇	恩給法第十一條第一項等の金融機関を定める法律案（田畑金光ほか四名）
一一	公営住宅法の一部を改正する法律案（田中一ほか二名）

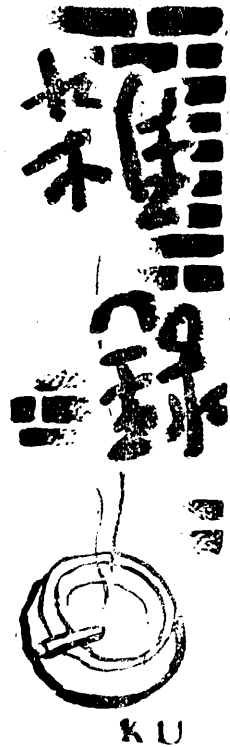
一	住宅公社法案（田中一ほか二名）
二	国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案（八木幸吉ほか二名）
三	社会福祉事業等の施設に関する措置法案（小林英三ほか三名）

第三回定例道議会の議決を経た条例の公布調

件	名	議決月日	公布月日 公布番号
北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例	同	一〇、一六	同 一〇、一六
北海道職員定数条例の一部を改正する条例	同	同	同 一〇、一六
北海道議会職員定数条例の一部を改正する条例	同	同	同 一〇、一六
北海道地方警察職員定数に関する条例の一部を改正する条例	同	同	同 一〇、一六
北海道職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例	同	同	同 一〇、一六
北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	同	同	同 一〇、一六
北海道恩給条例の一部を改正する条例	同	同	同 一〇、一六
北海道管土地改良事業分担金徴収条例	同	同	同 一〇、一六
北海道貿易振興審議会条例	同	同	同 一〇、一六
北海道立療養所条例の一部を改正する条例	同	同	同 一〇、一六

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	同	同 一〇、一六	同 一〇、一六
北海道職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	同	同 一〇、一六	同 一〇、一六
北海道職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例	同	同 一〇、一六	同 一〇、一六
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	同	同 一〇、一六	同 一〇、一六
北海道知事、副知事、出納長及び副出納長の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例	同	同 一〇、一六	同 一〇、一六
北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	同	同 一〇、一六	同 一〇、一六





地方行政疑義問答集

常任委員長の辞任又は選任手続について

(昭和三二、七、一〇日丁行発第一一〇号)
新潟県総務部長宛 行政課長回答

問 当市議会の委員会条例によると

「委員長及び副委員長は委員会において互選する。」

「委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。」「委員会は、委員長が招集する。」「委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長が委員長の職務を行う。委員長及び副委員長にともに事故あるときは年長の委員が委員長の職務を行う。」とある。

一 議会閉会中常任委員長から副委員長宛辞表が出たが(法第一〇九条第五項により委員会に付議された特定の事件はない)委員会は議会閉会中はこれを許可することが出来ないと思うがどうか。

二 委員長辞任の件を審議するための委員会は、副委員長名を以て招集すべきか又は委員長名をもつて招集し、副委員長が職務を代行す

べきであるか。

三 委員会が委員長の辞任を許可した直後、副委員長から年長委員宛辞職を提出した場合は、副委員長の辞任を先議とすべきか。又は委員長の選任を先議すべきか。

答 一 設問の条例の規定のみにより判断すれば法第一〇九条第五項の規定による閉会中の審議中であれば閉会中許可をすることもさしつかえない。

二 後段お見込のとおり。

三 委員長の選任を先議すべきである。

地方自治法第九二条の二の解釈について

(昭三二、八、二日丁行発第一三四号)
北海道総務部長宛 行政課長回答

問 一

地方自治法第九二条の二の施行によりその会社の取締役の中に市議会議員が就任している故をもつて当該市の工事請負入札に参加することを拒否されているがそれは適当な措置と解してよいか。

二 本条文中に規定されていないいわゆる会社々長、顧問、相談役、職員等に当該市議会議員が就任している場合は本条文中に抵触しないからその市の工事請負入札に参加せしめるべきであると解してよいか。

三 当会社は昭和二五年に市のいわゆる代行機関的性格を以て設立されたものであるので市が出資総額の百分の三十に相当する額を出資している関係上市議会から取締役として議員を四名(総員十二名)を送り出している現況であるがこのような場合でも市会議員が取締役又は監査役に名を連ねているかぎり、入札に参加できないものと解すべきか或は設立の目的と市が多額の出資をしている株主であ

る関係から強いて取締役たる市会議員を辞職せしめなくとも入札に参加せしめ落札の場合は請負せしめるべきである」と解してよろしいか。

四 市議会議員が取締役である会社といえども当該市から請負う工事金額がその会社の事業分量に比し僅少である場合（例えば年間請負金額の三分の一以内）は差支えなしと解する向もあるがどうか。

答一 地方自治法第九二条の二の規定は議員個人が、当該団体等に対して主として請負をする法人の役職員たることを禁ずるものであり、指名競争入札及びせり売りの入札資格の制限については、会計（財務）規則の定めるところによる。ただし当該法人と契約を締結することにより同条違反となるときは入札を制限することは差支えないものと解する。

二 取締役、監査役等と同等程度の執行力と責任とを当該法人に対して有するものは、「これらに準すべき者」に該当する。

三 市との請負が当該会社の業務の主要部分を占める場合において、前段お見込みのとおり。

四 三により承知されたい。

地方自治法の疑義について

（昭三二、八、二〇自丁行発第一四三号）
岡山県議会議事務局長宛 行政課長回答

問 臨時会に付議すべき事件の告示について

一 会議規則の制定改廃、委員会条例の制定改廃については、予め、告示がなくとも又急施事件でなくとも付議案件に関連のある事件として議題となしうるか。

二 前項委員会条例の制定改廃が委員会の数の増減又は所管事項の変

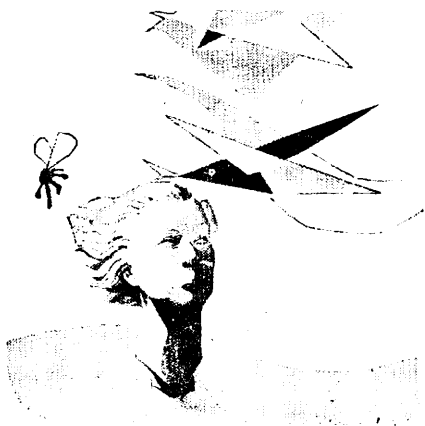
更等委員の選任を要する内容を含むものである場合は委員会条例の制定改廃に関連ある事件として、委員選任、委員長、副委員長の選任（更にこれが議長、副議長の改選を必要とする状態のときはこれを含む）は予め付議すべき事件として告示しなくとも、選任（選挙）をしてよい。

三 長から提出された案件に関連した請願、陳情、意見書等議会の機関意思を決定するものについては、付議すべき事件として告示がなくとも議題となし得るか。

答一 お見込みのとおり。

二 一により承知されたい。

三 急施事件に限る。



圖書室だより

各官公庁その他よりの受贈圖書

図 書 名 受 贈 先

北海道統計年報 三十・三十二年版	札幌商工会議所
北海道開発に関する予算要求額調	道 開 発 庁
昭和三十年国政調査報告	
第五卷 富山県	総理府統計局
同 愛媛県	同
同 埼玉県	同
同 岡山県	同
同 福井県	同
昭和三十一年度行政報告書	北 海 道
北海道自治 十月号	道 自 治 協 会
レファレンス 七九・八十号	調査立法考査局
自治春秋 十月号	第一法規出版社
農家の友 十月号	農業改良普及会
旬刊広報 二四一・二四三号	道総務部道民課
びぶろす 十月号	国立国会図書館
北海警友 十月号	道 警 本 部
調査月報 六十九号	拓銀調査部
通産旬報 一九・一二二号	通産省広報課
新刊ニュース 十月号	富 貴 堂
労働力調査報告 六月号	総理府統計局
さつぽろ経済 三十五号	札幌商工会議所
調査月報 九月号	帯広市議会
神奈川県議会時報 十一・十三号	神奈川県議会事務局
群馬県議会時報 九月号	群馬県議会事務局

福井県議会時報 九月号 福井県議会事務局
 奈良県議会時報 三十号 奈良県議会事務局
 滋賀県議会時報 四十三号 滋賀県議会事務局
 鳥取県議会月報 八、九月合併号 鳥取県議会事務局

昭和三十三年十一月二十日発行

北海道議会時報（第九卷第十一号）

編集 北海道議会議務局調査課

発行 北海道議会議務局

十月のメモ

- 1 ○日本の安保理事当選に、ソ連、国連憲章に違反と声明。
○日本、カナダ、パナマと共に安保非常任理事国に当選。
○藤山外相、訪英の結果、核実験禁止問題及び日英通商条約締結問題等で日英共同声明を発表。
○ソ連、国連に原水爆兵器の実験停止問題の討議を正式に提案。
○裁判所、検察庁、弁護士会合同協議会開催。(東京)
○上川、北見を結ぶ大雪国道閉通。
○全国高裁長官、地裁、家裁所長会議開く、第一審の強化策について協議。
○全国検察長官会議開く。
○松平国連大使、安保理拡大に尽すと日本の安保理当選の立場を表明。
○ア米大統領、核実験停止提案の岸書簡に日本案同意できぬと回答。
○炭労第二波同情ストに突入。
○藤山外相帰国。
○高校選抜について、北教組から道教委委員長に質問書。
○豊林省、九月十五日現在の作柄発表。(七千六百八十一万七千石で史上第二の豊作)
○政府、ア米大統領から岸首相にあてた核実験禁止法案に対する親書を発す。
○ネール、インド首相来日。
○ソ連人工衛星打上げに成功。
○岸、ネール、核実験禁止等について会談。
○ドレス米國務長官、グロムイコソ連外相軍縮問題等について会談。
○ネール首相、面談下と昼食会。
○ソ連第一書記、ソ連は人工衛星を国際管理下に置く用意があると説明。
○地方制度調査会特別委員会「地方制」案を多数意見として取上げること決定。
○函舞村長に竹村孝太郎氏(無、新)当選。
○文化勳章受賞者(山田孝雄、小平邦彦、緒方知三郎、久保田万太郎、吉住小三郎、西山翠嶂)及び文化功労年金受賞者(中沢弘光、加藤与五郎、柳宗悦、塩入松三郎、富崎春井)決る。
○ア米大統領「米国も十二月に人工衛星を打上げる」と言明。
○道警札幌方面本部一斉手入れ、街のダニ九〇人を逮捕。
○国連総会政治委員会開く、軍縮問題本格討議、松平代表核実験停止について演説。
○国鉄争議に公労委藤林会長あつ旋に乗出す。
○ネール首相離日、日印共同声明発表。
○エジプト軍相五防衛条約によりシリアに進駐。

- 14 ○大島三原山爆発。
○マ英首相、岸書簡に核実験停止せずと回答。
○最高裁八海事件に原審差戻しの判定。
○道文化賞受賞者(西田直道、白井柳治郎)及び文化奨励賞受賞者(松本隆、松本春子、日高郷土研究クラブの会)決る。
○シリア国連に外国の脅威について考慮するよう正式に提訴する。
○地方制度調査会は「地方制」案を特別委員会原案どおり答申することに決定。
○道庁人事異動を発令。
○道炭労三十四山ストに突入。
○西独、ユーゴの東独承認に対処して、外交断絶。
○ガット第十二回総会でガーナの加盟を承認。(加盟国は三六カ国)
○核実験の停止提案について日本と見解一致とソ連首相から返電。
○輸出戦後最高記録(二億七千九百万ドル)
○第二次樺太帰国船白山丸舞鶴に入港。(三百十六名)
○炭労スト北炭など七社妥結。
○南極観測船「宗谷」壮途へ。
○シリア、トルコサウド王の調停受諾。
○藤山外相国連へ出発。
○第五次選挙制度調査会発足。(会長有馬忠三郎氏)
○本道では自治功労者として浅里松蔵(阿寒村収入役)、伊谷半次郎(北見市は、田辺村次(網走市議会議員与)、前野男三吉(旭川市長)の以上四氏が受章決定。
○米英首脳会談開く。(ミサイル問題)
○米、ユーゴへの経済援助停止。
○ソ連政府抑留漁夫全員釈放を大野次官に通告。
○藤林会長国鉄紛争に正式にあつ旋案を提示。
○第十二回国民体育大会秋季大会開く。(静岡)
○ソ連ユーゴ防衛解除、後任マリノフスキー国防次官。
○ソ連、千島列島海域での日本漁船の安全操業について交渉に同意。
○海員争議第二波百二十時間停船ストに突入。
○ジュエーコフ元師党幹部会からも除名。
○釧路市長に山本武雄氏(社)当選。
○第四回社会党道連定期大会開く。(札幌)
○クリスマス島実験について、日本、英国に中止申入れ。
○道教育委員長に東茂吉氏当選。
○社会党道連定期大会終了。(三役を再選)
○第十二回国休秋期大会終了。
○国鉄当局も藤林あつ旋案を受諾。